

共済だより

kyosai dayori 2025 January No.580



千葉のタカラ

栄町

龍伝説にちなむ「龍角寺」

栄町町制施行

70周年

→目次は2ページへ

龍角寺の銅造薬師如来坐像（栄町）

撮影：山岸 佳二郎氏

千葉県市町村職員共済組合

<https://www.c-scskyousai.or.jp/>



『共済だより』の発行月 4月、6月、8月、10月、12月、1月、2月

本誌をご家庭へお持ち帰りください

「龍角寺」

龍伝説が伝えられている栄町のタカラは「龍角寺」です。



栄町

タカラ

多くの伝説が語り継がれる 「龍角寺」

寺伝によれば709年（和銅2年）に龍女が現れて創建したと伝えられる龍角寺。関東地方では最も古い寺院のひとつとして知られています。本尊の薬師如来坐像は、白鳳仏として貴重なもので国の重要文化財に指定されています。

創建当時、高さ約33mの三重の塔が建てられたと推考されており、その塔跡も残る境内。龍女が現れ一夜のうちに諸堂を建てた話や、干ばつの年に龍が自らの身を犠牲にして人々を救った話など、お寺にまつわる多くの伝説が語り継がれています。



龍角寺の七不思議

龍角寺周辺を舞台にした不思議な伝説が語り継がれています。
栄町に訪れた際に思い出してみてください。

① 八つの井戸

龍角寺・酒直地区の山裾には清水湧く八つの井戸があり、人々は毎日その水を汲みに行っていました。しかし大変不便であったので、ある時、いくつかの家々と近所に井戸を掘ったところ、ことごとく不幸に見舞われたといわれます。以来、新たに井戸を掘る者はいませんでした。

② 片齒梅

昔、坂田ヶ池の堤は度々切れて水害をもたらしました。そこで、梅の実をかじっている子どもを背負った通りがかりの女を人柱にしたところ、堤が切れることはなくなりました。その後、そこに生えた梅の木の実には、どれも子どもがかじったような跡がついているということです。

③ 不増不減の石

龍角寺境内の塔心礎の柱穴に溜まった水は、大雨の日も日照りの日も増減することがないといわれています。



④ 龍燈懸掛の松

慈雨を降らせた印旛沼の竜の裂かれた頭部が、素羽鷹神社の松にかかりました。その後、

そこに燈火があがったともいわれていますが、今は枯れてしまったといわれます。

⑤ 三ヶの岩屋

岩屋古墳とみそ岩屋古墳（一説に上福田岩屋古墳も）の三つの石室を三ヶの岩屋といいます。ここに住む隠れ座頭という妖怪が、冠婚葬祭などに足りない膳や椀を貸していましたが、あるとき返し忘れたことで二度と貸してくれなくなりました。今も龍角寺に返し忘れたという膳椀一組が保管されています。

⑥ 村雨返しの松

昔、龍角寺と南羽鳥の境界に松の木がありました。この松を境に、一方は雨が降っていても、もう一方は晴れている、そんなことが度々あったといわれます。この松も今は枯れてしまったといわれます。

⑦ 親は古酒、子は清水

岩屋古墳の南の崖下にある湧水。毎日、自分の稼ぎで父親に酒を飲ませていた親孝行な息子が、稼ぎのなかった日にしかたなくこの清水を汲んで帰りました。すると父親は、これは良い酒だといって大層喜びました。しかし、翌日になって息子が飲んでみると、やはりただの清水であったそうです。

CONTENTS

- 2 千葉のタカラ 栄町
- 4 新年のごあいさつ
- 6 那須の森ヴィレッジ
ご利用方法等のご案内
- 8 2025年のあなたの運勢
- 9 配当金額が決定しました！
- 10 年金は複数受給できる？
- 12 出産・埋葬について
- 14 薬局の上手なかかり方
- 15 医療費の上手な節約法
- 16 医療機関等を受診する際、マイナ保険証を基本とする仕組みに変わりました
- 17 介護保険料の徴収について／負傷原因調査にご協力をお願いします
- 18 組合員の被扶養者の認定・取消について
- 20 特定健康診査・特定保健指導のご案内
- 21 歯科口腔健康診査の受診について／医療費への備え、できていますか？／千葉県市町村職員年金者連盟からのお願い
- 22 特別貸付をご活用ください
- 23 貯金事務取り扱いについてのお願い
- 24 組合員貸付金・物資事業・共済貯金をご利用中の年度末退職予定者の方へ
- 25 令和6年度施設運営検討委員会について
- 26 共済組合からのお知らせ
- 27 直営施設をご活用ください！／「お宿ねっとメンバーズカード」のご案内
- 28 黒潮荘つうしん
- 30 オークラ千葉ホテルニュース



●お問い合わせ先
栄町役場
0476-95-1111

龍伝説にちなむ

千葉県の北部、利根川をはさんで茨城県に隣接する栄町。古くから

栄町 おすすめスポット

①大鷲神社

栄町の中心地「安食」に鎮座するこの神社は、古くから「安食西の市」により地元や近隣に愛されています。この神社は、春日局が竹千代（のちの家光）が将軍になるよう祈願したところ、3代将軍に任じられたという逸話があり、出世・開運にご利益があると親しまれています。また、同地には、子宝・安産にご利益ありと数々の逸話をもつ魂生神社（大明神）もあります。



②コスプレの館

江戸時代の街並みを再現した千葉県立「房総のむら」の隣に、忍者やサムライ、ハイカラさんなど約300着以上の和装コスプレ衣装を貸出す施設として設置しています。

時代物アニメの人気のおかげか、多くのコスプレイヤーにもご利用いただいています。また、外国人観光客にも大人気のスポットです。

ここで変身して、隣接する房総のむらへ入れば、一気に江戸時代へタイムトリップしたかのような感覚を味わえます。



③キッズランド

親子のふれあいを通した子育て交流の場です。子育て中に感じた不安や疑問を少しでも解消し、安心して子どもを産み、ゆとりをもって子育てできるようスタッフが子育ての情報発信や相談に応じています。

また、キッズランドに来れば、同じ年ごろの子どもをお持ちの方と会え、情報交換ができます。



新年のごあいさつ



理事長
岩田 利雄（東庄町長）



新年あけましておめでとうございます。

組合員並びにご家族の皆さまにおかれましては、お健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

本共済組合の各事業が、組合員とそのご家族並びに年金受給者の皆さまの生活の安定と福祉の向上に寄与し、堅実に推移しておりますことは、組合員の皆さま方のご理解ご協力の賜物とお礼申し上げます次第であります。

さて、我が国では、コロナ禍の影響が薄らぎ、社会経済活動が正常化へ向かっているところですが、国民生活においては所得の伸びが物価上昇に追いつかず、依然として物価高騰による家計への負担が厳しさを増しており、また、歯止めのかからない少子高齢化の進行に伴い、医療や介護などの社会保障制度に対する保険料の更なる引き上げが懸念されているところであります。

今後、制度改正への適切な対応はもとより、業務の効率化を図りながら、各種共済事業に取り組んでまいります。

短期給付事業につきましては、わが国の医療保険制度の一翼を担っているところであります。

令和6年度の高齢者医療拠出金については、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者へ本格的に移行する人口構造の大きな転換期を迎えたことから後期高齢者支援金が増加し、令和7年度は全ての団塊の世代が後期高齢者となることから、更なる後期高齢者支援金の増加が見込まれているところです。

共済組合の事業計画においても、高齢者医療拠出金の額は支出額全体の4割程度を占めており、今後更なる負担増により短期財政の圧迫が懸念されるものです。

高齢化・少子化の流れが加速するなか、少子化・子育て対策のため、令和7年4月1日から子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により地方公務員等共済組合法も一部改正され、育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金が新たに創設されることとなりました。また、令和8年4月1日からは、新たに子ども・子育て支援納付金の拠出も予定されているところです。

現役世代の保険料負担の上昇を抑えながら全ての世代が安心できる社会保障制度を構築する、いわゆる全世代型社会保障改革に向けた政府の対応について、出産費の一部を後期高齢者医療制度が支援する仕組みが令和6年4月1日から導入されましたが、支払能力に応じた負担のあり方の総合的な検討が進められており、

引き続きその動向に注視が必要です。

マイナポータル等にて健康保険証利用の登録をされたマイナンバーカードで、保険医療機関等の窓口にて即時に資格確認が行えるオンライン資格確認については、令和6年12月2日以降、健康保険証の廃止に伴い、保険診療の手段が「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行されており、共済組合でも引き続き、組合員及び被扶養者の資格情報等の適切な運用、管理を行っていくものです。

次に長期給付事業であります。被用者年金制度の一元化後も共済組合が厚生年金の実施機関として年金の記録管理や支給を行い、日本年金機構をはじめ、関係機関との情報連携を図りながら、滞りなく事務処理を進めております。

公的年金制度に関しましては、年金財政の健全性を検証するため、5年ごとに財政検証を実施しており、その結果が昨年の7月に公表されました。前回の財政検証と比べて高齢者や女性を中心に就業者が増加したこと、年金積立金の運用実績が好調であったことなどを背景として財政状況に改善が見られ、1人当たり成長率をゼロと見込んだケースを除き、将来にわたって所得代替率が50%を確保できることが確認されました。



理事長	岩田 利雄	東 庄 町
理事 (理事長職務代理者)	太田 洋	いすみ市
理事	小坂 泰久	酒々井町
理事	星野順一郎	我孫子市
理事	伊藤 成司	元千葉市
理事	五木田晴幸	千 葉 市
理事	青木 賀一	船 橋 市
理事	松本 孝則	流 山 市
監 事	高橋 邦芳	元千葉市
監 事	佐藤 晴彦	横芝光町
監 事	勝俣 雄吾	芝 山 町
議 員	神谷 俊一	千 葉 市
議 員	内田 悦嗣	浦 安 市
議 員	宮本 泰介	習志野市
議 員	井崎 義治	流 山 市
議 員	渡辺 芳邦	木更津市
議 員	住吉 竜司	市 川 市
議 員	大阿久大輔	我孫子市
議 員	戸井 健一	木更津市
議 員	刈込 慎一	勝 浦 市
議 員	高橋 章彦	匝 瑳 市
事務局長	五木田雅之	外職員一同

一方、基礎年金の調整期間は長期化し、将来的な基礎年金の給付水準が低下する見通しも示されました。これらの結果も踏まえ、次期制度改正に向けた主な検討事項として挙げられているのは、被用者保険の更なる適用拡大や基礎年金の給付水準の確保のほか、現役期や高齢期または家族との年金制度の関わり方等について、幅広く検討されており、その動向に注視してまいります。今後も引き続き年金制度の周知、啓蒙を図りながら、円滑な年金請求と支給が行われるよう適切な事務処理に努めてまいります。

次に福祉事業であります貯金・貸付・物資の各事業につきましましては、事業内容の積極的な周知を行うとともに、組合員の皆さまのご要望に迅速かつ適正な対応に努めてまいります。

厚生事業につきましましては、組合員とご家族の皆さまの健康増進を図り、併せて余暇の善用に資するため、各種健診データ等の情報も活用しながら、各種事業の充実を図ってまいります。

令和7年度は、第3期データヘルス計画に基づき、厚生事業を行ってまいります。

特定健康診査及び特定保健指導の実施につきましましては、生活習慣の改善により病気の早期予防に努めるという観点から、積極的に受検していただき、受検率向上に向け、引き続き皆さまのご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

「那須の森ヴィレッジ」につきましましては、那須地域の魅力とともに、アウトドアレジャーの人气が高まるなか、「遊園施設利用助成金」の対象である「那須エリアのネイチャーアクティビティ」の利用拠点としての魅力を引き続き発信していきます。

オークラ千葉ホテル内の温浴施設「スバ・スカイビュー」につきましましては、引き続き快適な利用環境の維持・向上に努めてまいります。

宿泊経理につきましましては、安心・安全、そして快適さを提供する施設として、多くの組合員並びにご家族の皆さまにご利用いただけるよう、引き続きサービス

の向上を図り運営してまいります。

オークラ千葉ホテルにつきましましては、日頃より、ご宿泊、レストラン、ご婚礼、ご宴席といった様々な場面で、多くの皆さまにご利用いただいておりますことに心より感謝申し上げます。これからも皆さまの生活のあらゆるシーンでご利用いただける施設であるよう努めてまいります。

鴨川保養所黒潮荘につきましても、多様なニーズに応えるべく、より上質なサービスを追求するとともに、魅力あるご宿泊プランの販売とともに、「くつろぎ・癒しのひととき」を提供してまいります。

本年も、役職員一同心を新たにし、皆さまが健康で安心して公務等に専念できますよう一層の努力をいたす所存であります。

新年にあたり、組合員並びにご家族の皆さまのますますのご健勝とご多幸を祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

那須の森ヴィレッジ ご利用方法等のご案内



現在、那須の森ヴィレッジでは、令和7年度の営業に向けて開設準備を行っております。
宿泊予約につきましては、既に5月分まで承っており、1月1日(水)の午前9時から、6月分の受付を開始いたします。



令和7年度・那須の森ヴィレッジは
4月5日(土)よりオープン

遊園施設利用助成金の対象となっている各種体験型プログラムの活動拠点等としても是非ご活用ください。
その他、お得な割引プラン等もご用意し、皆様のご利用をスタッフ一同心よりお待ちしております。



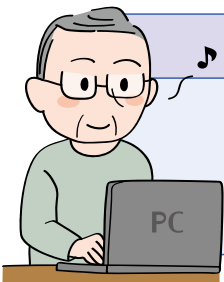
令和7年度開設期間

ご宿泊：令和7年4月5日（土）から11月25日（火）まで

●開設期間中の施設点検日（休館日） 5月13日（火）・14日（水） 6月10日（火）・11日（水） 9月2日（火）・3日（水）・4日（木）

令和7年度予約受付日

ご利用日	受付開始日
令和7年 4月 5日～4月30日	現在受付中
〃 5月 1日～5月31日	
〃 6月 1日～6月30日	令和7年 1月1日（水）9時～
〃 7月 1日～7月11日	〃 2月1日（土）9時～
〃 7月12日～8月31日	夏期期間ははがき抽選となります。（本誌折込） キャンセル待ちの電話受付は3月1日（土）9時～
〃 9月 1日～9月30日	〃 4月1日（火）9時～
〃 10月 1日～10月31日	〃 5月1日（木）9時～
〃 11月 1日～11月25日	〃 6月1日（日）9時～



冬期閉所期間中の那須の森ヴィレッジの電話予約について

冬期閉所期間中の宿泊予約について、12月1日から3月30日までの土日祝日については、お電話での利用申し込みをお受けできません。当該期間中もインターネットからのお申し込みは受け付けておりますのでこちらをご利用ください。
ご不便をおかけしますが、ご了承くださいますようお願いいたします。



●夏期期間（7月12日から8月31日）の申込方法●

夏期期間のご利用については、本誌折り込みの申込専用はがきによりお申し込みを受け付けいたします。

- 「夏期利用申込専用はがき」に必要事項をご記入のうえ、令和7年2月3日（月）（消印有効）までにご郵送ください。また、はがきを切り取る前に、必ず注意事項をお読みくださいますようお願いいたします。
- 夏期期間はご利用のお申し込みが集中いたしますので、ご宿泊の日数を2泊までとさせていただきます。
- 客室区分について、ご希望のない方は、「どれでも（ ）」に○印をご記入いただきお申し込みくださいますようお願いいたします。
- 夏期期間の夕食につきましては、夏会席と焼肉のいずれか（お子様料理は低学年向け、高学年向け、お子様焼肉の3種類）となりますので、いずれかをお選びくださいますようお願いいたします。
- 「夏期利用申込専用はがき」以外でのお申し込みは受け付けできません。また、同一人による複数のお申し込みは無効とさせていただきます。
- 「夏期利用申込専用はがき」には、必ず往信・返信ともに85円切手を貼付くださるようお願いいたします。切手が貼付されていないはがきは、受け取り・返送ともいたしませんのでご注意ください。
- お申し込みが多数となった場合は抽選とさせていただきます。抽選結果については、返信はがき「夏期利用抽選結果のお知らせ」により通知させていただきます。
- 夏期期間のキャンセル待ち等のお申し込みにつきましては、令和7年3月1日（土）9時から電話にて承ります。



送迎車のご案内

JR那須塩原駅から無料送迎車（予約制）をご利用いただけます。
※感染症等予防対策のため、乗車人数を制限させていただく場合がございます。

電話での宿泊お申し込みの際に、あわせて送迎車の予約も承りますのでお申し出ください（定期運行は行っておりません）。

●運行時間

JR那須塩原駅西口ロータリー発車時刻 午後2時45分
那須の森ヴィレッジ正面玄関前発車時刻 午前10時20分

Gateway for Nature Activity



お問い合わせ・
お申し込み

那須の森ヴィレッジ（直通）

TEL 0287 (78) 1636

※平日・休日とも午前9時から
午後5時までのご案内となります。

詳しくは、お電話またはホームページをご覧ください。

〒325-0303 栃木県那須郡那須町大字高久乙字遅山3375-637

那須の森ヴィレッジ

検索



2025年の あなたの運勢

占い／ムッシュ ムラセ



牡羊座

3月21日～4月20日

5月初めまで公私共に順調。とりわけ新しい知識や技術の習得がスムーズ。進んで研修を受けたり、資格取得の勉強に励んだりするとよいでしょう。連休明けからは家族、恋人、親友などとモメがち。相手の好意、愛情に甘えすぎないのがトラブル防止のカギ。



★ラッキーカラー ホワイト
★オススメ健康法
薬や治療法の知識を増やすことがカギ

牡牛座

4月21日～5月21日

いいことの多い幸運年。ただし、5月まで楽をしすぎると後半、かなり苦しむハメに。何事にも地道に取り組み、足場をしっかりと固めておくべき。夏から秋にかけてレジャーやイベント参加の機会が目白押し。十分楽しむため健康に気を配り、費用の備えを。



★ラッキーカラー イエロー
★オススメ健康法
発酵食品によるアンチエイジング効果大

双子座

5月22日～6月21日

公私共画期的な成果があがる記念すべき1年に。率先して動き出す、集中して事に当たるが成功を招くカギ。何もものをも恐れない勇気、冒険心の発揮も吉。あえて戦いを挑んだり、火中の栗を拾うような行動をとるのもおススメ。投資、独立、起業など大いに有望。



★ラッキーカラー グリーン
★オススメ健康法
緑がポイント。緑色の野菜摂取や森林浴を

蟹座

6月22日～7月22日

春半ばまでは低調。仕事でも何でも人に遅れを取りやすいので、注文、申し込み、予約など早めに決断。素早く動く必要あり。夏になると上昇。とくに住まいの新築、転居、海外移住など、大きな変化にツキが。よりよい生活、人生めざして踏み切るチャンスです。



★ラッキーカラー オレンジ
★オススメ健康法
スクワットや腕伏せなど軽い筋トレが◎

獅子座

7月23日～8月22日

5月初めまで交友運が活性化。楽しい誘いが多く友情も深まりやすいはず。事あるごとに頼ったり頼られたりが◎。それ以降はマイナス思考がネックに。何であれできる、うまくいくと考えて。すると成功率が50%以上に。リベンジ、リクルートはとくに吉。



★ラッキーカラー ピンク
★オススメ健康法
よい水、適切な水分摂取が健康維持効果大

乙女座

8月23日～9月23日

5月初めまでチームワークが功を奏す星回り。結束を固めたうえなら難題も見事にクリア。新チームを組む試みもスムーズに進展。それ以降は、情報の収集や分析などインテリジェンス関係が吉。AIの活用で宝の山を探り当てる…なんてことも夢ではなさそう。



★ラッキーカラー ブルー
★オススメ健康法
栄養過多を避けることが一番の健康法に

天秤座

9月24日～10月23日

5月上旬まで好調ですが、それ以降トーンダウン。重要なこと、骨の折れることは、蒸し暑くなりだす前に結果を出しておきたいもの。秋以降、趣味や習い事が生活の張り。発表会や競技会に出る、稽古に励む姿をSNSで発信する…なんていうのも楽しそう。



★ラッキーカラー ブラウン
★オススメ健康法
カルシウムと日光浴による骨の強化が吉

蠍座

10月24日～11月22日

5月上旬まで何事も停滞しがち。突破口は学ぶこと。講習会、セミナーなどで新たな知識、技能を吸収し、目上はもちろん目下にも学ぶ姿勢で接していればやがて道が開けることに。5月中旬から旅行運がアップ。公私・遠近を問わず気晴らし、心機一転効果大。



★ラッキーカラー パープル
★オススメ健康法
ジム、スポーツクラブでの運動が効果大

射手座

11月23日～12月21日

全般的に低調な1年。ただ、5月上旬まで人づきあいをよくすることで、得する話を耳にしたり、愛の芽生えがあったりするなどチャンス到来。5月中旬からは、自分で果たすべきことを人任せにして信頼を失うなど、対人面で後悔しがちな点に気をつけて。



★ラッキーカラー ブラック
★オススメ健康法
半身浴、湯治など“温まる”がポイント

山羊座

12月22日～1月20日

計画性を重視することが何より大切な1年。まずは1月、早々に1年の計を立て着実に実行を。また月ごと、週ごとの予定を達成したかどうかシビアにチェックすることも忘れずに。秋以降、家族全員で楽しむレジャー、趣味、行事を通じて結束が強まることに。



★ラッキーカラー クリーム
★オススメ健康法
栄養、睡眠、運動ともバランス重視が◎

水瓶座

1月21日～2月18日

5月上旬まで創造性の発揮が吉。何であれ新たなものを生み出そう、新機軸を打ち出そうという気持ちで取り組みれば期待以上の好結果が。5月中旬からは下り坂。うっかりが増え信用を失う恐れが。防ぐには、日々決まった手順で動くよう心がけるのが効果的。



★ラッキーカラー シルバー
★オススメ健康法
規則正しい生活こそ健康確保の王道に

魚座

2月19日～3月20日

5月上旬まで家族、恋人、親友が心の支えに。悩み事、困り事など、迷わず相談をもちかけて。必ずや有益な助言、あたたかい励ましが。5月中旬からは楽観主義がラッキー。困難なことでも“なんとかなる”、つらいときも“そのうち楽に”で乗り越えられます。



★ラッキーカラー ゴールド
★オススメ健康法
よい姿勢が健康維持に思いのほか効果的

サポート保険・サポートプラス・医療保障保険にご加入の皆さま
サポート保険・サポートプラス(生保部分)・医療保障保険の

配当金額が決定しました！

令和7年1月28日(火)に共済組合登録個人口座に送金します。
ご確認をお願いいたします。

制度のしくみと配当金の実績

【制度のしくみ】

- ◎1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しします。
- ◎配当金の対象期間は、令和5年10月1日～令和6年9月30日までの1年間です。



【令和5年度の実績】

制度名称	サポート保険	サポートプラス (生命保険部分)	医療保障保険
配当率	24.926%	16.579%	45.241%
支払件数、支払額	79件 約7億2,412万円	51件 約3億2,300万円	727件 約3,741万円

- ・サポート保険、サポートプラス(生命保険部分)、医療保障保険の配当率は、お支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
- ・退職等により年度途中で脱退された場合には、配当金の還付はありません。
- ・サポートプラス(損害保険部分)、傷害保険、退職後リレープラン、3大疾病給付、医療プラス、医療費支援プラン(先進医療型)には、配当金はありません。

保険金・給付金のご請求のお手続きは、お勤め先のサポート保険等事務担当課を通じて行なってください。



サポート保険等は、1年間(10月1日～翌年9月30日)で更新する保険です。加入内容変更のお手続きはP R期間中のみ、脱退のお手続きはP R期間または退職時のみ承ります。この期間以外での変更・脱退はできませんので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

サポート保険(年金払特約付半年払保険料併用特約付災害保障特約付子ども特約付子ども災害保障特約付新・団体定期保険【生命保険】)
サポートプラス(生命保険部分)(年金払特約付障害特約付新・団体定期保険【生命保険】)
医療保障保険(短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】)

制度内容等詳細については、
パンフレット(サポート保険等総合ガイドブック)をご一読ください。

MY-A-25-LF-000388

<問い合わせ先>

明治安田生命保険相互会社 公法人第二部法人営業第一部
〒110-0006 東京都台東区秋葉原5-9 明治安田生命秋葉原ビル6階
03-5289-7146 (受付時間 9:00～17:00 土日・祝日を除く)



年金は複数受給できる？

年金には受給事由によって、老齢年金、障害年金、遺族年金があります。公的年金制度では、「1人1年金」が原則で、複数の年金の受給権があっても同時に受給（併給）することはできません。一番有利な年金を選ぶことになります（併給調整）。

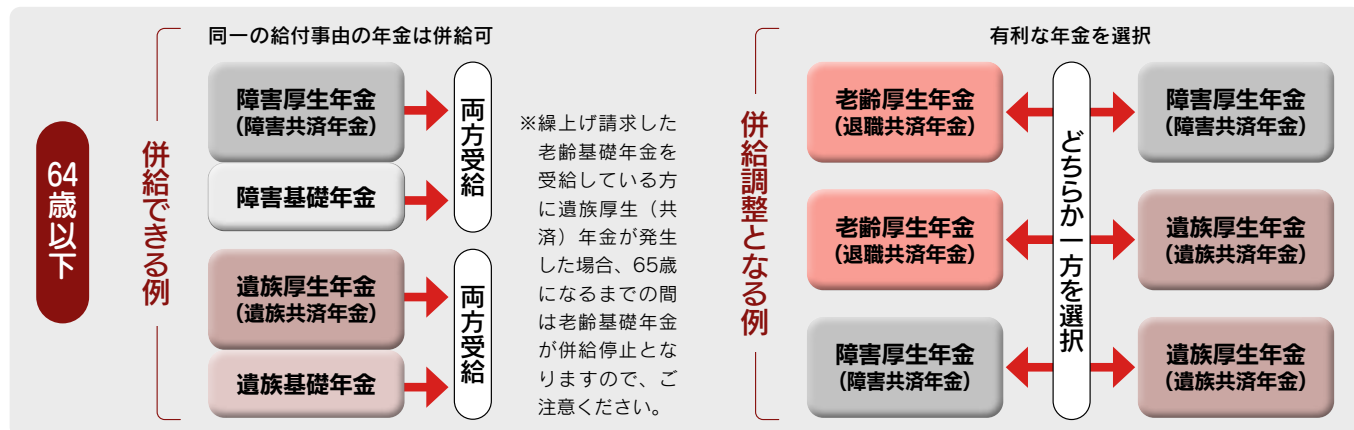
ただし、65歳になって老齢基礎年金の受給権が得られると、複数の年金を併給できる場合もあります。

64歳以下の方に2つ以上の年金受給権があるとき

年金を受給している方が、新たに給付事由の異なる年金を受けられるようになったときは、1つの年金を選ぶことになります。年金の額の多少だけでなく所得税等の課税関係も考慮して有利な選択を行うことが必要です（一定額以上の老齢年金には所得税、住民税等が課税されますが、遺族年金、障害年金は非課税です）。

また、受給する年金の選択は、受給者からの申し出によりいつでも変更することができ、申し出があった翌月分から変更となります。

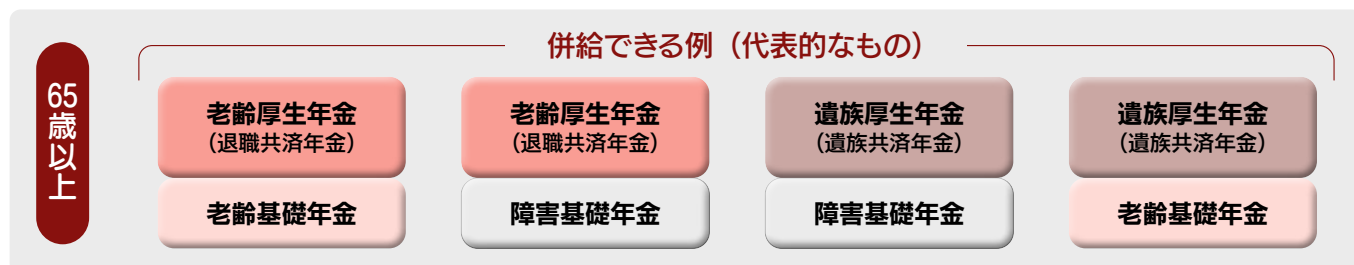
なお、同一の事由による年金、障害厚生年金（障害共済年金）と障害基礎年金、遺族厚生年金（遺族共済年金）と遺族基礎年金は併給することができます。



65歳以上の方に2つ以上の年金受給権があるとき

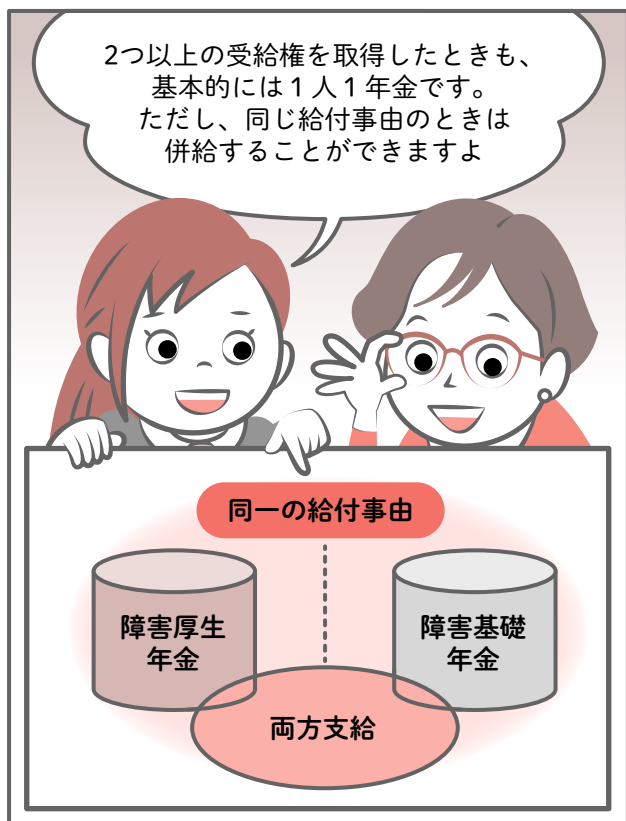
原則として1つの年金を選ぶことになりますが、次のような場合には複数の年金を受給できます。

65歳になって国民年金の老齢基礎年金の請求を行う際には、手続き先で併給に該当する年金があるかどうかの確認が行われます。受給権のある年金について申告漏れがないようにご注意ください。



組合員（短期組合員を除く）の方には、共済組合独自の年金も支給

組合員（短期組合員を除く）の方については、共済組合独自の年金（経過的職域加算額・退職等年金給付）が別途支給されます。また、障害・遺族年金については、公務等を原因とする場合、特例があります。

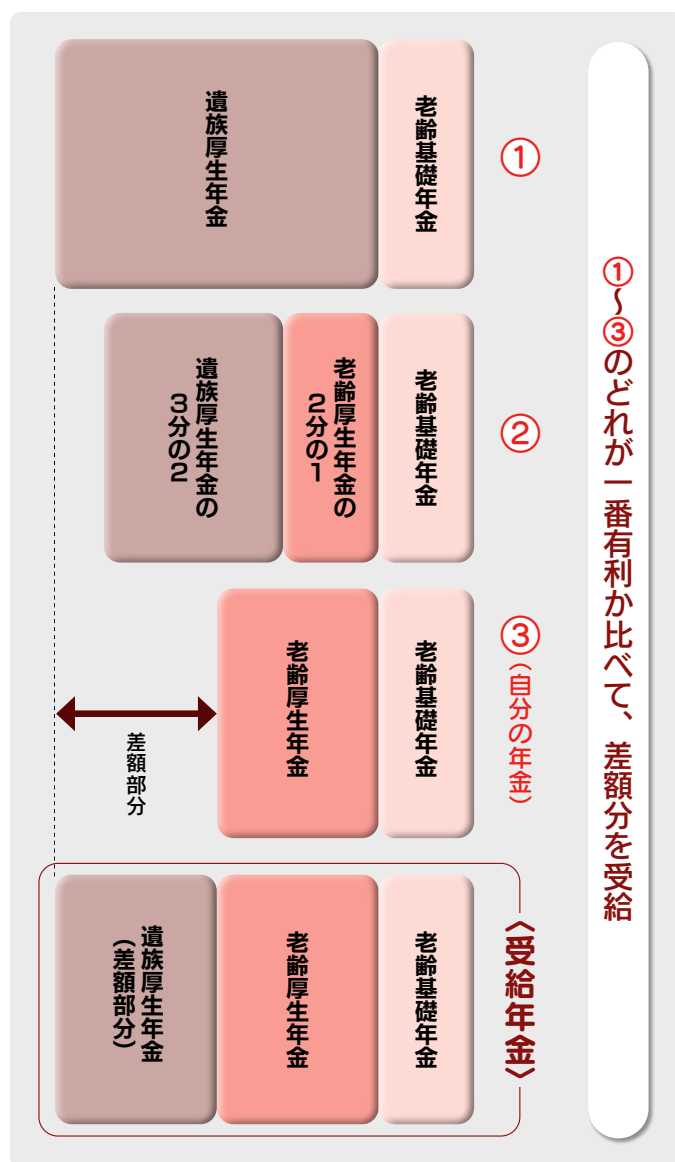


遺族年金の受給者が65歳になった場合

まず先にご自身の老齢厚生年金（退職共済年金）を受給し、遺族厚生年金（遺族共済年金）の方が高額であれば、差額分を遺族厚生年金（遺族共済年金）として受給できます。

これは、ご自身が加入して支払ってきた年金保険料が年金給付に反映されず、年金の掛け捨て感が生じてくるため、加入してきた老齢厚生年金を優先的に受給するものです。

また、65歳からご自身の老齢基礎年金も受給できます。



- ①..... 遺族厚生年金 + 老齢基礎年金
- ②..... 遺族厚生年金の3分の2 + 老齢厚生年金の2分の1 + 老齢基礎年金
- ③（自分の年金）... 老齢厚生年金 + 老齢基礎年金
- 〈受給年金〉..... 遺族厚生年金（差額部分）+ 老齢厚生年金 + 老齢基礎年金

なお、③の自身の老齢厚生年金が上記①、②より高い場合は、③を受給します。

お問い合わせ先

組合員
(短期組合員を除く) 年金課 年金係(直通) 審査係

出産・埋葬について

今月号では、短期給付事業の中の出産・埋葬に関する給付についてご案内します。
短期給付事業とは、組合員とその被扶養者の病気や負傷に関する療養の給付、
出産、死亡に関する給付等を行うものです。

今回ご案内する給付は、いずれも組合員の皆さまからの請求に基づき支給されますので、どのようなときに支給対象となり、どのように請求すればよいのかなど、
各給付の内容等についてご理解くださるようお願いいたします。



① 出産費・家族出産費

支 給 額	産科医療補償制度の対象分娩である場合……………50万円 産科医療補償制度の対象分娩でない場合……………48万8千円 ※令和5年3月31日以前の分娩については 産科医療補償制度の対象分娩である場合……………42万円 産科医療補償制度の対象分娩でない場合……………40万8千円
支 給 要 件	◆組合員及び任意継続組合員が出産したとき (引き続き一年以上組合員であった者が資格喪失後6月以内に出産した場合を含みます。ただし、資格喪失後出産するまでの間に他の組合の組合員資格を取得したときは支給されません) ◆被扶養者が出産したとき (他の健康保険組合へ資格喪失後6月以内の出産費を請求された場合は支給されません) ※妊娠4月以上の死産・流産・人工妊娠中絶等も対象となります。 ※多胎の場合には出生児数分の額が支給されますので、請求書は1児につき1枚ご提出ください。
請 求 手 続	直接支払制度を利用する場合 〈早期支給を希望する場合〉 「〔直接支払制度差額申請用〕 出産費・家族出産費等請求書」 「直接支払制度を利用する旨の合意文書 (写)」 「出産費用明細書 (写)」をご提出ください。 ※妊娠4月以上の死産・流産・人工妊娠中絶等の場合は妊娠週数が確認できる書類 (母子手帳の出産の状態の頁等) の写しを併せて添付してください。 ※「出産費用明細書」は、医療機関等により書類の名称が異なる場合があります。必ず次の点を確認できる書類 (写) を添付してください。 ①出産者氏名 ②出産日 ③出産児数 ④医療機関等の代理受取額 ⑤産科医療補償制度加入医療機関スタンプの押印、または、「産科医療補償制度の対象分娩です。」という文言の印字やスタンプ (対象の場合) 〈早期支給を希望しない場合〉 共済組合から届く氏名等の印字のある「〔直接支払制度差額申請用〕 出産費・家族出産費等請求書」をご提出ください。 直接支払制度を利用しない場合 「出産費・家族出産費等請求書 (医師または助産師の証明を受けたもの)」 「直接支払制度を利用しない旨の合意文書 (写)」 「出産費用明細書 (写)」をご提出ください。 ※「出産費用明細書」は、医療機関等により書類の名称が異なる場合があります。必ず次の点を確認できる書類 (写) を添付してください。 ①医療機関等の代理受取額 ②産科医療補償制度加入医療機関スタンプの押印または、「産科医療補償制度の対象分娩です。」という文言の印字やスタンプ (対象の場合)

※事前に出産費用の準備を必要とされる場合には、当組合福祉事業の出産貸付をご活用ください。

2 埋葬料・家族埋葬料

支給額	5万円
支給要件	◆組合員または任意継続組合員が公務によらずに死亡したとき (組合員または任意継続組合員が資格喪失後3月以内に死亡した場合を含みます。ただし、資格喪失後死亡するまでの間に他の組合の組合員資格を取得したときは支給されません) ◆被扶養者が死亡したとき (他の健康保険組合へ資格喪失後3月以内の埋葬料を請求された場合は支給されません) ※公務中の死亡の場合には、地方公務員災害補償法の規定による給付が行われるため、共済組合は給付を行いません。 ※第三者行為(交通事故等)により死亡し、第三者から埋葬料と同一事由の給付を受けることができる場合には、その価額の限度で共済組合では給付を行いません。
請求手続	◆組合員及び任意継続組合員が死亡したとき 「埋葬料・家族埋葬料等請求書」 「埋火葬許可証や死亡診断書等、死亡の事実を確認できる公的な書類(写)」をご提出ください。 ※組合員または任意継続組合員の死亡当時被扶養者でなかった方が埋葬料の請求をするときは、「葬儀費用の領収書(写)」等、請求者が埋葬に要した費用を負担したことが確認できる書類の添付が必要です。 ◆被扶養者が死亡したとき 「埋葬料・家族埋葬料等請求書」 「埋火葬許可証や死亡診断書等、死亡の事実を確認できる公的な書類(写)」をご提出ください。

3 請求に関する注意事項

- ◆各給付の請求書類の提出先について 現職の組合員、現職資格喪失後の元組合員は、勤務先の共済事務担当課へご提出ください。
任意継続組合員、任意継続資格喪失後の元組合員は、共済組合へ直接ご提出ください。

- ◆請求の時効について 出産・埋葬にかかわらず、短期給付についてはその給付事由が生じた日(例：出産費の請求の場合は、出産した日)から2年間共済組合へ請求行為を行わない時には、その給付を受ける権利は時効により消滅します。

このため、給付を受ける権利が生じた時には、すみやかに請求行為を行うことが大切です。



マイナ保険証・資格確認書等^(※)を使用し、交通事故や傷害事件によるケガの治療をするときには、必ず共済組合へ連絡を!

(※) 従来の組合員証については令和7年12月1日まで使用可能です。

交通事故や傷害事件等により、組合員やその被扶養者が負傷し、医療機関等でマイナ保険証・資格確認書等を使用し治療を受ける時には、必ず共済組合に連絡してください。

マイナ保険証・資格確認書等使用の連絡をいただくことにより、共済組合は治療のための医療費を加害者(相手方)に代わって立て替え払いすることになります。

後日、組合員から損害賠償申告書等一式をお勤め先の共済事務担当課を通して提出していただき、その書類により立て替えた医療費を加害者(または加害者が加入している保険会社)に損害賠償請求します(組合員の方からの損害賠償請求権の代位取得)。

マイナ保険証・資格確認書等を使用して治療を受ける場合は、「相手方に治療費の請求をしない」、「自己負担分のみの補償を受けただけで示談する」など安易な事後処理は、絶対にしないでください。このような内容で処

理をされますと、共済組合が負担した医療費が回収できなくなってしまうので、ご注意ください。

この医療費の財源につきましては、組合員の掛金、地方公共団体等の負担金によってまかなわれており、本来、共済組合が負担すべき費用ではありませんのでご理解ください。

なお、マイナ保険証・資格確認書等を使用して治療を受ける場合、過失の多少、ひき逃げなどによる相手不明、自損事故等事故状況にかかわらず共済組合保健課へご連絡ください。

また、損害賠償請求に係る必要書類について提出していただきますので、ご協力をお願いします。

事故にあったら、警察へ届けることはもちろん、相手方の住所、氏名、電話番号、交通事故の時は、自賠責保険会社名、自賠責保険証明書番号、任意保険の番号を控えましょう。

お問い合わせ先

保健課保健係(直通) TEL 043(248)1115

覚えておきたい



薬局の 上手なかかり方

薬局にかかるときに実践すれば、薬の管理や薬代の節約に役立ちます。



専門家による薬剤管理を受けよう **かかりつけ薬局をもつ**

病院と同じく薬局も「かかりつけ」を決めておくと、薬の管理に役立ちます。薬の服用歴や副作用、アレルギーなどの情報が蓄積されるだけでなく、市販薬との飲み合わせの確認や薬のもらいすぎを予防できます。



かかりつけ薬局を選ぶときは、薬に限らず健康について幅広い相談ができる**健康サポート薬局**がオススメです。



薬代を 節約しよう **ジェネリック医薬品を活用する**

先発医薬品の特許が切れたあとに、同じ有効成分を使って製造されるジェネリック医薬品。国の審査により、先発医薬品と同等の効果・効能があることが認められています。最大の特長は、安価で家計に優しいこと。処方箋に医師の変更不可のチェックがなければ、患者の意思でジェネリックを選択できます。



脂質異常症の薬を

1日1錠1年間服用した場合

先発医薬品

11,684円

ジェネリック

3,011円

差額

8,673円

※薬代のみを3割負担で計算（小数点第1位を四捨五入）

令和6年10月から、先発医薬品を希望すると負担増に

令和6年10月から、長期収載品^{※1}の処方や調剤について、選定療養のしくみ^{※2}が導入されました。具体的には、ジェネリック医薬品があるにもかかわらず、患者が新たに先発医薬品^{※3}を希望して処方してもらう場合、ジェネリック医薬品との差額のうち「4分の1」が新たに患者負担となり、これまで以上に自己負担額が大きくなります。

計算の例	薬 価	自己負担額（3割）	
		令和6年9月まで	令和6年10月から
先発医薬品	2,000円	600円	800円
ジェネリック医薬品	1,000円	300円	300円

差額はなんと
500円！

A 選定療養部分（2,000円－1,000円）×0.25＝250円 250円×1.1^{*}＝275円

^{*} 保険外診療の部分には消費税が課される

B 3割負担部分 2,000円－250円＝1,750円 1,750円×0.3＝525円

A + B = 800円

※1 長期収載品とは、一般的にジェネリック医薬品がある先発医薬品のこと。

※2 選定療養とは、入院時の差額ベッド代のように、特別な療養環境などを患者が自ら希望して選ぶ療養のこと。保険外の療養になります。

※3 対象となる先発医薬品は、ジェネリック医薬品の発売から5年以上経過した薬、またはジェネリック医薬品の使用割合が50%以上となった薬。

プラスα 慢性疾患で症状が安定している方にオススメ

時間と医療費が
節約できる

リフィル処方箋

高血圧や脂質異常症などの慢性疾患で通院していて、長期にわたり症状が安定している患者さんは、医師が認めた場合に限り、一定期間内のうち最大3回まで同じ処方箋を使うことができます。2回目以降は医療機関を受診せずに薬局で薬を受け取れるので、時間と医療費を節約できます。



リフィル可 ☒ (3回)

医師が認めた場合 ☒ が入ります

服用期間中の相談は
かかりつけ薬局へ！



医療費の上手な節約法

「なんとなく医師と合わない」「もっとよい治療があるかも」などの理由で、かかる病院を次々変える「はしご受診」。同じ検査や処方箋が繰り返されるため、余計な医療費がかかるだけでなく、本格的な治療に至るまで時間もかかってしまいます。どちらも無駄にしたいくない大切なものです。病院を変える前にしっかり医師に話をするなど自分の行動を変えて、医療費も時間も効率的に使いましょう。

「はしご受診」は時間と医療費のムダ？

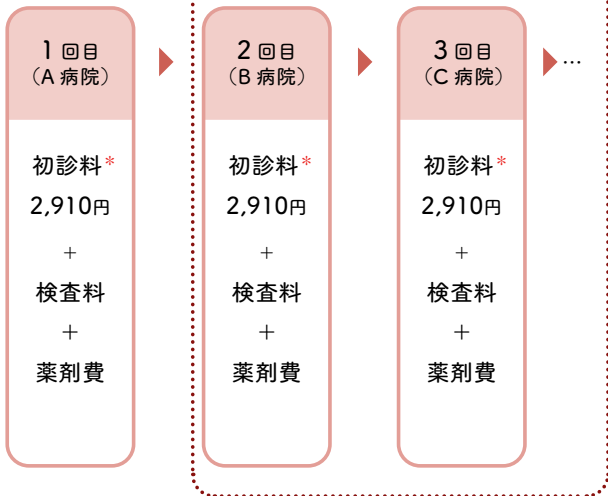
はしご受診のムダ①

余計な医療費がかかります

はしご受診をすると、その都度、初診の患者として対応されることになります。診断の材料もないため一から検査が行われ、結果として同じような薬が処方されることになります。本来であれば1回分で済む医療費が、2回、3回とくり返すだけ余計にかかってしまいます。

令和6年6月～ 初診料、再診料が引き上げに！

本来ならば、不要な医療費です！



はしご受診のムダ②

治療の開始が遅くなります

なかなか本格的な治療につながらず、病気が悪化してしまうことがあります。本人がよかれと思ってとった行動が、時間をムダにしているわけです。重大な病気の場合、治療開始のタイミングが遅れてしまうことは深刻な問題です。

受診時間によって割増料金がかかる？

平日の遅い時間や土曜日でも診療する病院や診療所は便利ですが、表示の診療時間外に受診すると割増料金がかかります。さらに、診療所*の場合、診療時間内でも割増料金が加算されることがあります。

* 無床もしくは19床以下の病床を有する医療機関。

時間外受診には加算

受診時間を変えるだけで、医療費は減らせます

「平日の日中は時間がないから」と、夜間や早朝等も診療している診療所に安易に受診すると、家計の負担が増えます。緊急性がないのに病院に時間外受診すると、家計の負担増だけでなく、一刻を争うような救急患者の治療に支障をきたす場合もあります。緊急時などやむを得ない場合以外は、日中の診療時間内に受診しましょう。

●診療時間外・診療時間内の割増料金〔一般(6歳以上)〕

		病院・診療所	
		初 診	再 診
初診料・再診料		2,910円	750円
診療時間外	時間外加算 〔概ね6～8時・18～22時 土曜6～8時・12～22時〕	850円	650円
	休日加算 〔日曜、祝日、年末年始〕	2,500円	1,900円
	深夜加算 〔22～翌6時〕	4,800円	4,200円
時間内診療	夜間・早朝等加算 (診療所のみ加算) 〔18～翌8時 土曜 12～翌8時〕	500円	

※上記の金額には健康保険が適用されます。6歳以上70歳未満はこの金額の3割を負担します。

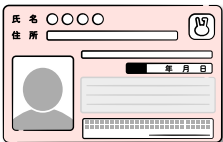
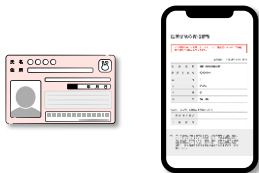
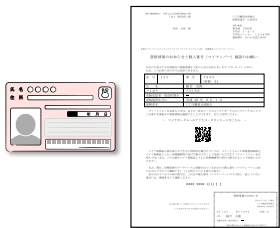
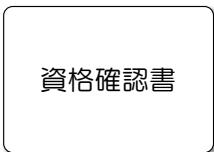
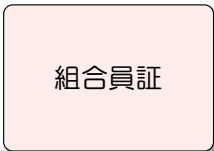
※受診者が6歳未満の場合などは加算される金額が異なります。

※初診料・再診料を含みます。

医療機関等を受診する際、 マイナ保険証を基本とする仕組みに変わりました

令和6年12月2日から健康保険証（組合員証等）の発行が終了し、保険診療においては、マイナ保険証^{（※1）}による受診を基本とする仕組みに移行されました。

皆さまが医療機関等で保険診療を受けるためには、マイナ保険証の有無によって以下の方法となります。

マイナ保険証の有無	保険診療を受ける際提示するもの	説明等
マイナ保険証をお持ちの方	 マイナ保険証	健康保険証利用の登録を行ったマイナナンバーカード（医療機関や薬局等の顔認証付きカードリーダーからお申込み可能・スマートフォンなどを利用してマイナポータルからお申込み可能）
	 マイナ保険証＋「マイナポータル画面（PDF含む）」	マイナ保険証での受付が上手くいかなかった場合 ^{（※2）} に窓口でマイナ保険証と一緒に「マイナポータルの資格情報画面」を提示
	または  マイナ保険証＋「資格情報のお知らせ（資格情報通知書）」	マイナ保険証での受付が上手くいかなかった場合 ^{（※2）} に窓口でマイナ保険証と一緒に「資格情報のお知らせ（資格情報通知書）」を提示 ※資格情報のお知らせ（資格情報通知書）のみでは受診はできません。
マイナ保険証をお持ちでない方	 資格確認書（有効期限有） カード型	交付対象者 - マイナナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていない、またはマイナナンバーカードを所持していない方 - マイナ保険証の利用登録の解除を行った方 - マイナナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方 - マイナナンバーカードを返納された方
	 既発行の「保険証（組合員証等）」 組合員証・組合員被扶養者証、任意継続組合員証・任意継続組合員被扶養者証 カード型	令和6年12月1日以前に発行された保険証（組合員証等）は、退職等で資格喪失にならない限り、従前どおりご利用いただけます。（経過措置により令和7年12月1日まで有効） ※経過措置終了までにマイナ保険証の利用登録されていない方については、「資格確認書」を発行します。 ◎紛失や氏名変更等による再発行はありませんので、大切に保管してください。

※ 高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証（認定申請必要）、限度額適用・標準負担額減額認定証（認定申請必要）については、これまでどおり別途交付します。

※ 保険給付等各種申請時又は各施設利用時等において、ご自身の資格情報を確認するためには、「マイナポータルの資格情報画面」、「資格情報のお知らせ（資格情報通知書）」、「資格確認書」をご利用ください。

（※1）マイナ保険証…健康保険証利用登録をしたマイナナンバーカード

（※2）マイナ保険証を利用する際に顔認証付きカードリーダーの不具合など、何らかの事情で資格確認を行えなかった場合

お問い合わせ先 保健課資格係（直通） TEL 043(248)1116

介護保険料の徴収について

～介護保険のあらまし～

①介護保険に加入する方

40歳以上の方は、全員が介護保険に加入することになります。このうち、**65歳以上の方は「介護保険第1号被保険者」、40歳以上65歳未満で医療保険に加入している方（組合員及び任意継続組合員）は「介護保険第2号被保険者」**になります。

なお、医療保険加入者の被扶養者も、65歳以上の方は「介護保険第1号被保険者」、40歳以上65歳未満であれば「介護保険第2号被保険者」となります。

②保険料の徴収

	第1号被保険者 (65歳以上の組合員・被扶養者(任意継続組合員を含む))	第2号被保険者(40歳以上65歳未満の組合員・被扶養者(任意継続組合員を含む)) (40歳の誕生日の前日の属する月から65歳の誕生日の前日の属する月の前月まで)
徴収方法	年金より控除 (年金額 $\geq$ 15,000円の場合) 市町村で個別徴収 (年金額 $<$ 15,000円の場合)	加入している医療保険の保険料と一緒に徴収 ●組合員……………毎月の給料、期末手当等支給額より控除 ●任意継続組合員…任意継続掛金（短期分）と一緒に納入
介護保険料	所得に応じた段階別での定額制 ※詳しい内容につきましては、お住まいの市町村の介護保険担当課にご確認ください。	組合員 本人負担……………標準報酬の月額・標準期末手当等の額 × 介護掛金率…………… ⑦ 〔 地方公共団体負担……………標準報酬の月額総額・標準期末手当等の額総額 × 介護負担金率…………… ① 〕 ※勤務先が支払う保険料です。 任意継続組合員 ……………任意継続掛金の算定の基礎となる標準報酬の月額 × 介護掛金率 (⑦+①) ※被扶養者の負担分については、介護保険の第2号被保険者全体で負担することとなりますので、被扶養者が直接保険料を納めることはありません。

③その他

傷病等に応じた介護保険の認定及びその実施は、各市町村になりますので、内容については、お住まいの市町村の介護保険担当課へお尋ねください。

お問い合わせ先 保健課資格係(直通) TEL 043(248)1116

負傷原因調査にご協力をお願いします



共済組合では、医療費増高対策の一環として、診療報酬明細書（レセプト）を基に負傷原因調査を行っております。

第三者行為や公務災害に該当された場合、本来加害者等が、その治療費を負担することとなります。そのため、共済組合が負担すべきでない医療費について、回収することに努めております。

この調査は、負傷によりマイナ保険証・資格確認書等を使用し、医療機関で治療された場合、その負傷の原因が、第三者行為や公務災害に該当するものかを確認するために必要な調査です。

短期財政の適正な運営のため、誠にお手数ではございますが、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

■調査方法

共済組合からお勤め先の共済事務担当課を通して配付する「負傷原因報告書」により、組合員の皆さまに報告をお願いしております。

■調査対象範囲

毎月病院などの医療機関から請求される診療報酬明細書（レセプト）の中から、外傷系の傷病名で3,000点以上を抽出し、調査しております。

■ご注意

診療報酬明細書（レセプト）ごとの調査のため、同一の傷病により、複数月にわたり受診された場合や複数の医療機関等で受診された場合は、診療報酬明細書（レセプト）が異なり、複数枚の報告書が配付されることがありますのでご了承ください。

また、調査時期が、受診されてから3カ月後以降の実施となりますので、外傷系の治療をされたときには、誠に恐縮ですが受診された日やその原因等を記録されておかれずと役立つことと思います。

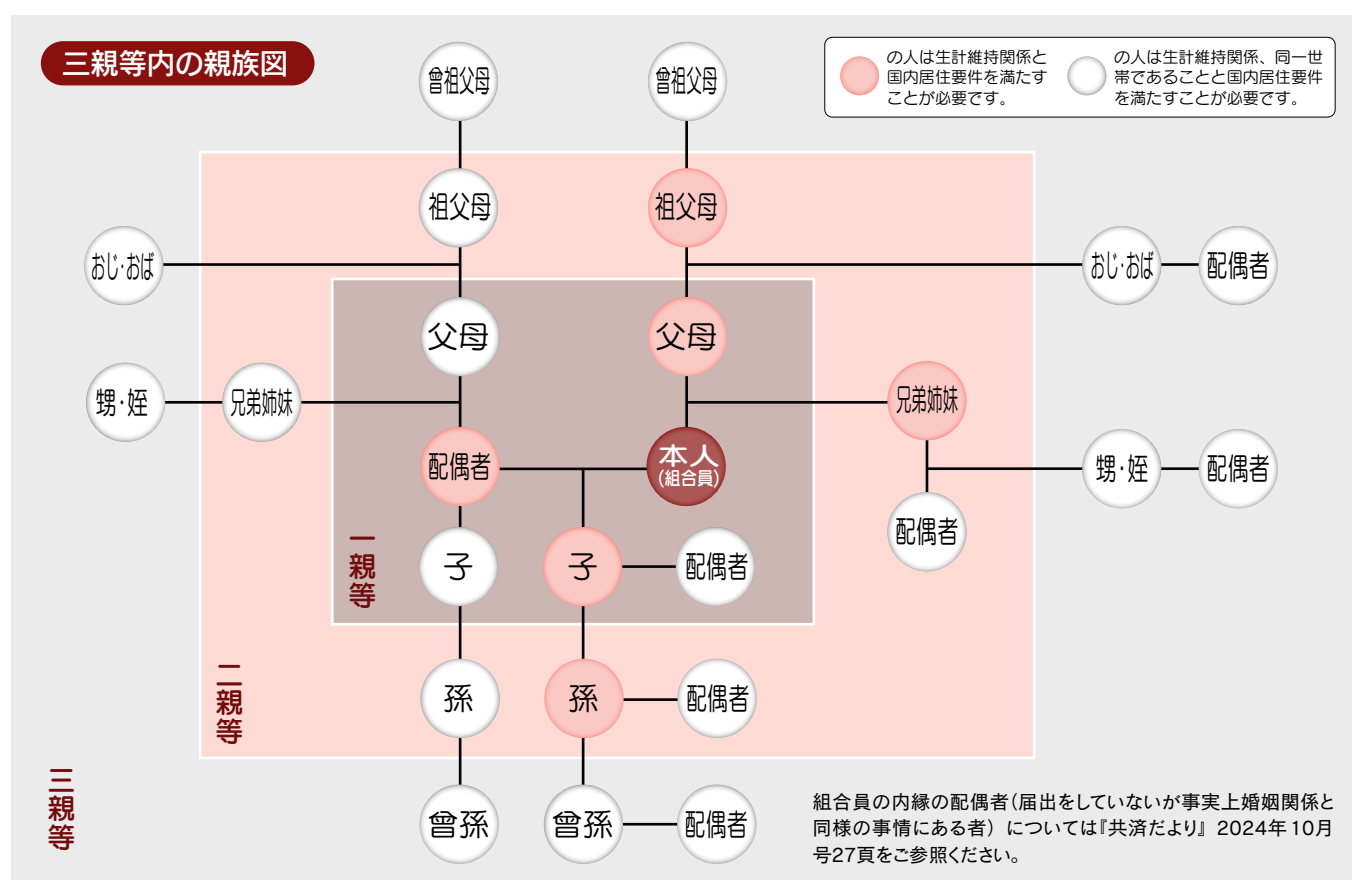
お問い合わせ先 保健課保健係(直通) TEL 043(248)1115

組合員の被扶養者の 認定・取消について



被扶養者の認定は、扶養される者の状況だけでなく、組合員・家族・親族の状況や家族構成、経済的援助の状況などを確認する必要があります。

基本となる要件については、「主として組合員の収入により生計を維持」^{注1}しており、「収入が年額130万円未満」^{注2} ^{注3}である「三親等内の親族」^{注4}で、且つ「国内居住要件を満たすもの」^{注5}です。



注1 「主として組合員の収入により生計を維持」しているとは、経済的な援助・負担を組合員から受けていることをいいます。
※生活上の世話、介護、精神的な扶養の実態等、組合員が生活の中心的な役割を担っている状況ではありません。

注2 障害を支給事由とする公的年金等の受給要件に該当する程度の障害を有する者、または60歳以上の者は、「収入が年額180万円未満」となります。

注3 年額とは、扶養の事実が発生したときから将来に向かって得ることが予測できる収入であり、暦年または年度によって期間を限定したものではありません。
具体的には、収入の種類に応じて、年額・月額・日額により判断します（例えば、アルバイトやパート等の給与収入については、次頁2のとおりです）。
また、所得税における所得と同一ではなく、総収入をいいます。

注4 「三親等内の親族」であっても、組合員との身分関係（続柄）によっては、同居が条件となります。

注5 「日本国内に住所を有する（住民票の登録がある）者」又は「外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者」であることが必要です。
ただし、下記の場合は、日本国内に住民票の登録があっても、被扶養者として認定できません。
●日本の国籍を有しない者で、「医療滞在ビザ」又は「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者
●海外で就労しており、日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がない者

① 扶養認定日について

被扶養者の認定申告を行う際は、被扶養者の要件を備えた日から30日以内に各所属所の共済事務担当課へ「被扶養者申告書」及び認定に必要な書類を提出してください。

30日以内であれば被扶養者の要件を備えた日から認定されますが、30日を過ぎてしまうと、各所属所の共済事務担当課でその届出を受け付けた日から認定され、さかのぼっては認定されませんのでご注意ください。

② 扶養取消日について

被扶養者の取消は、被扶養者の要件を欠いた日となります。

なお、アルバイトやパート等の給与収入がある場合には月額で判断をしています。

月額108,334円（扶養限度額）（※）以上の収入が発生した際には、当該月を起算月として3カ月の平均額を算定し、その平均額についても扶養限度額以上となった場合に、起算月の支払対象期間の初日にさかのぼって取消該当となります（振り返った1年間の結果として年額が130万円以上にならなかった場合であっても取消該当となります）。

※給与の他にも収入がある場合は、その収入を合わせた額。障害を支給事由とする公的年金等の受給要件に該当する程度の障害を有する者、または60歳以上の者の場合は15万円（給与・傷病手当金・年金・その他の収入を合わせた額）。

③ 各申告をする際の手続きについて

被扶養者の認定・取消の申告をする際には、「被扶養者申告書」に「認定の要件を備えた・欠いた」という事実を具体的に確認するための書類を添付していただくことが必要になります。

当該事実を確認する書類が提出できない場合は、認定可否の判定ができないため認定することができません。

特に、給与以外の各種所得（例：農業・不動産・営業等・配当・株取引・先物取引等）がある者について申告する際には、税務署の受付印が押印された確定申告時の書類一式（収支内訳書を含む）のコピーが必要となる場合がありますのでご注意ください。また、配当・株取引等では、特定口座年間取引報告書のコピーも必要となる場合があります。

● 任意継続組合員の被扶養者について ●

被扶養者の認定・取消の手続き等は、当組合へ直接申告（申請）していただくことになります。

そのため、扶養認定申告は被扶養者の要件を備えた日から30日以内に当組合に届くように、直接「被扶養者申告書」及び認定に必要な書類を提出してください。

被扶養者の要件を備えた日から30日を過ぎてしまうと、当組合での受付日から認定され、さかのぼっては認定されませんのでご注意ください。

なお、被扶養者申告書などの用紙は、任意継続組合員になられたときにお渡しした「任意継続組合員制度のてびき」に綴じ込んでおります。

また、綴じ込まれていない用紙が必要となる場合がありますので、申告の際の必要書類については、当組合資格係まで事前にお問い合わせください。

～年収の壁・支援強化パッケージについて～

2023年10月20日より、下記に例示するような一時的な収入変動により収入が扶養限度額を超えてしまう場合は、【被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書】を他の必要書類と併せて当組合へ提出することにより被扶養者として認定または継続することが可能となります。詳細については、厚生労働省ホームページの「事業主の証明による被扶養者のQ & A」をご参照いただくか当組合資格係へお問い合わせください。

- ・当該事業所の他の従業員が休職・退職したことにより、当該労働者の業務量が増加した場合
- ・当該事業所における業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加した場合
- ・突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加した場合



なお、基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合、労働契約における所定労働時間・日数が増加した場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合においては、一時的な収入増加とは認められません。

お問い合わせ先

保健課資格係(直通) TEL 043(248)1116

特定健康診査・特定保健指導のご案内

無料で受診
できます!!



特定健康診査は、一般の健診と比べて生活習慣病の原因になるメタボリックシンドロームの発見・予防に力を入れた健診です。生活習慣病とは、食生活・運動不足・喫煙・飲酒などの生活習慣が原因で引き起こされ、日本における三大死因の「ガン・脳卒中・心臓病」を発症させるリスクが非常に高い病気です。

健診結果でメタボリックシンドロームのリスクがあると判定された方は、積極的に特定保健指導を受けて生活習慣を改善し、生活習慣病を予防しましょう。

別表 1

令和6年度（第4期）から6年間の実施計画

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査	組合員	93.0%	93.0%	93.0%	93.0%	93.0%	93.0%以上
	被扶養者	56.4%	60.9%	65.5%	70.1%	74.7%	79.3%以上
	全体	82.0%	83.0%	84.0%	86.0%	88.0%	90.0%以上
特定保健指導	組合員	37.5%	42.9%	48.3%	53.7%	59.2%	64.7%以上
	被扶養者	6.0%	9.0%	12.0%	15.0%	18.0%	21.0%以上
	全体	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%以上

別表 2

特定健康診査・特定保健指導の実施率（過去3年間）

		第3期											
		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		対象者数	実施者数	目標率	実施率	対象者数	実施者数	目標率	実施率	対象者数	実施者数	目標率	実施率
特定健康診査	組合員	31,236人	27,954人	93%	89.49%	31,241人	28,455人	93%	91.08%	46,219人	40,144人	93%	86.86%
	被扶養者	8,728人	3,475人	65%	39.81%	8,337人	3,603人	73%	43.22%	10,123人	2,787人	81%	27.53%
	全体	39,964人	31,429人	86%	78.64%	39,578人	32,058人	88%	81.00%	56,342人	42,931人	90%	76.20%
特定保健指導	組合員	5,641人	1,011人	41%	17.92%	5,433人	983人	44%	18.09%	6,411人	1,372人	47%	21.40%
	被扶養者	353人	7人	24%	1.98%	394人	13人	27%	3.30%	269人	16人	30%	5.95%
	全体	5,994人	1,018人	39%	16.98%	5,827人	996人	42%	17.09%	6,680人	1,388人	45%	20.78%

千葉県市町村職員共済組合では、特定健康診査・特定保健指導について、令和6年度から6年間の実施計画を策定し、国が示した実施率を基準として、別表1のとおり実施率の目標を設定しております。

過去3年間の実施率については別表2のとおりとなり、特定健康診査・特定保健指導ともに目標値に達していない状況です。

特に特定保健指導については、多くの方が実施していない状況にあり、生活習慣を見直す機会を逃してしまっています。

また、特定健康診査や特定保健指導を受けない人が一定の割合以上いると、共済組合に課せられている後期高齢者支援金の加算（ペナルティ）対象となり、支援金が引き上げられる可能性があります。

現状として、令和6年度の後期高齢者支援金に係る加算（ペナルティ）については、令和5年度の特定健康診査実施率が70%未満、特定保健指導実施率が13.5%未満の共済組合に課せられるため、まだ加算対象にはなっていませんが、特定保健指導については、加算対象となる可能性が非常に高い状況です。

それはつまり、皆さまのお給料から天引きされている短期掛金等（保険料）の引き上げにもつながりかねないということです。

皆さまの健康状態を確認し、将来病気になるリスクを軽減する絶好の機会ですので、ぜひご活用ください。

特定健康診査について

- 40歳～74歳の組合員（事業主が行う健診の対象外の短期組合員を除く）の方は・・・

所属所の健康診断または人間ドックを受けていただくことで、特定健康診査を受診されたことになります。

- 40歳～74歳の被扶養者と任意継続組合員及び事業主が行う健診の対象外の短期組合員の方は・・・

「特定健康診査受診券」を使って特定健康診査を実施している医療機関で受診していただくか、人間ドック等を受けていただくことで、特定健康診査を受診されたことになります。

特定保健指導について

特定健康診査の結果より、対象者を共済組合で選定させていただきます。

- 組合員の方は・・・

所属所を通じて委託専門業者で実施していただきます。

- 被扶養者及び任意継続組合員の方は・・・

「特定保健指導利用券」を使って特定保健指導を実施している医療機関で受けていただきます。

また、委託業者による個別訪問型又は、スマートフォン等のICTを活用した遠隔面談型の保健指導を受けていただくこともできます。

お問い合わせ先

福祉課厚生係(直通) TEL 043(248)1114



歯科口腔健康診査の受診について



当組合では、組合員を対象として、歯科疾患の予防、早期治療を図ることを目的に歯科口腔健康診査を実施しています。

対象者の方へは令和6年6月に歯科口腔健康診査受診券等を配付しており、**有効期限を令和7年2月28日まで**としております。

無料で受診できますので、積極的に活用し、歯科疾患の早期発見、早期治療にお役立てください。



対象者

当該実施年度内において25歳以上10歳刻みの年齢（25、35、45、55歳…）に達する組合員（継続長期組合員及び任意継続組合員を除く）

検査内容

現在の歯（健全歯、未処置歯及び処置歯）の状況、喪失歯の状況、歯周組織の状況、口腔粘膜の状況及び口腔清掃状況を検査し、必要に応じて保健指導を実施します。

受診方法

歯科口腔健康診査受診券等と併せて配付しました「協力歯科医院一覧表」に掲載されている歯科医療機関に電話等で予約のうえ、「歯科口腔健康診査受診券」、「歯科口腔健康診査票」に必要事項を記入し、「組合員証（保険証）」を提示して受診してください。

お問い合わせ先

福祉課厚生係(直通) TEL 043(248)1114

医療費への備え、できていますか？

共済組合では、高額になりがちな**先進医療に関する費用も補償する「新・団体医療保険」**を取り扱っています。保険料は、団体割引が適用されますので、個人で加入するよりも割安です。ぜひご検討ください。パンフレットの請求、詳細については、下記取扱代理店までご照会ください。

医療費ってこんなにかかるんです!!

**公務員の入院1日当たりの平均自己負担額は
平均20,546円! (注)**

病気で入院する人の平均入院日数は?

**公務員の1入院当たりの平均入院日数は
平均13.9日!**

1入院の自己負担費用は… 20,546円×13.9日→約29万円

(注) 金額は、過去5年間に入院した人の自己負担費用の平均値（高額療養費制度※を利用した人、利用しなかった人（高額療養費制度の適用外など）も含みます）。

※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。治療費・食事代・差額ベッド代などを含みます。

生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」

お問い合わせ先
取扱代理店

有限会社ちば共栄サービス TEL 043(248)1536

(受付時間：平日の午前9時から午後4時まで。)

千葉県市町村職員年金者連盟からのお願い

退職後は年金者連盟への加入をお願いします

当年金者連盟は、会員相互の親睦を図るとともに、年金制度の改善を推進し、もって会員の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的に昭和41年4月に設立されました。

以来、全国の市町村職員年金者連盟と連携し、年金制度改善や厚生事業の充実に取り組んでまいりました。

今、現役で働いている方もいずれ年金が生活の支柱となる時がまいります。

大切な年金を守っていくためには、地道な取り組みと多くの仲間が必要です。

年金者連盟には年金受給者だけでなく、定年退職された方、退職後60歳を迎えられた方であれば年金支給開始年齢に到達されていない方もご加入いただけます。

退職後は年金者連盟への加入をご検討ください。

年金者連盟に集い退職後の生活を豊かなものにしていきましょう。

年金者連盟の事業内容については、**ホームページをご覧ください**

<http://www.chiba-munic-nenkinren.jp>



～加入いただける方～

◆全国市町村職員共済組合連合会の年金受給資格を有する方(※1)

◆千葉県市町村職員共済組合の組合員(※2)であった方(※3)で、60歳以上の年金受給開始年齢前の方

※1 千葉県市町村職員共済組合が所轄する方に限ります。

※2 組合員期間が「短期組合員」又は「後期高齢者等短期組合員」だけの方はご加入いただけません。

※3 フルタイム再任用職員の方も加入できます。

お問い合わせ先

千葉県市町村職員年金者連盟 TEL 043(248)1059

特別貸付をご活用ください

共済組合貸付事業には、特別貸付制度がありますので、ぜひご活用ください。

なお、貸付送金日以前に支払済みまたは既に支払期限が到来している費用は貸付対象になりませんので、**事前に締切日や詳細等をご確認の上、お勤め先の共済事務担当課を通して当組合へ申し込みくださるようお願いいたします。**



種別	貸付条件	貸付限度額	貸付金の単位	償還期間	貸付利率(年利)	添付書類
医療貸付	組合員またはその被扶養者の療養（高額療養費の支給対象となる療養を除く）	貸付けの事由ごとに給料の6月分（給料月額6月分が100万円を超える場合は100万円）	5万円	①120月以内 ②据置期間療養期間以内（最高2年）	1.26%	(1)長期療養の事実を証する書類（医師の診断書等） (2)必要費用が確認できる書類（医療機関等発行のもので自己負担分が確認できるもの）
入学貸付	組合員または被扶養者（被扶養者でない子も含む）が学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る）、大学（大学院含む）、高等専門学校、専修学校又は各種学校に入学する場合	貸付けの事由ごとに給料の6月分（給料月額6月分が200万円を超える場合は200万円）	5万円	①120月以内 ②据置期間修業年限以内（最高6年）	1.26%	(1)合格通知書(写)または入学許可書(写) (2)入学案内書（写）（入学金、授業料及び納入期日等が確認できるもの）又は不動産の賃貸契約書（写） (3)被扶養者でない子の場合は、借受人との続柄を証する書類
修学貸付	組合員または被扶養者（被扶養者でない子も含む）が学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る）、大学（大学院含む）、高等専門学校、専修学校又は各種学校に修学する（している）場合	修業年限1年につき180万円 ただし、4月以降に当該年度分の貸付申込をする場合は、貸付実行月から翌年3月までの月数に15万円を乗じた額が限度となります。 例 10月28日貸付金送金の場合は、 6月(10月～3月までの月数)×15万円=90万円	10万円	①150月以内 ②据置期間修業年限以内（最高6年）	1.26%	(1)在学証明書（入学前の場合は合格通知書の写し） (2)授業料及び納入期日等が確認できるもの又は不動産の賃貸契約書（写） (3)被扶養者でない子の場合は借受人との続柄を証する書類
結婚貸付	組合員、その被扶養者または被扶養者でない子、孫もしくは兄弟姉妹の婚姻費用（結婚式費用）	給料月額6月分（給料月額6月分が200万円を超える場合は200万円）	5万円	120月以内	1.26%	(1)下記①～③のうちいずれかの書類。①結婚式場等の予約書(写)②結婚披露宴の招待状(写)③媒酌人が署名捺印した証明書 (2)社印のある見積書（ただし、結婚式場が「オークラ千葉ホテル」のときは、組合で確認可能なので、書類の添付は不要。借用理由欄にその旨記入。） (3)組合員またはその被扶養者ではない場合は続柄を証する書類
葬祭貸付	組合員の配偶者、子、父母もしくは兄弟姉妹または配偶者の父母の葬祭費用（葬儀費用）	給料月額6月分（給料月額6月分が200万円を超える場合は200万円）	5万円	120月以内	1.26%	(1)死亡の事実を証する書類及び社印のある葬儀費用の見積書 (2)借受人との続柄を証する書類

※貸付利率は変動する場合があります。

※入学・修学貸付の対象となる学校については、学校教育法に規定される学校のうち、上記学校であることが要件となりますのでご注意ください。

※会計年度任用職員等の任期の定めがある組合員の方については、利用に制限がありますので、ご注意ください。

※必要に応じて、その他確認書類の提出を求められることがあります。

お問い合わせ先

福祉課福祉係(直通) TEL 043(248)1113

貯金事務取り扱いについてのお願い

貯金は大切な財産の一部です。一部・解約払戻しについては【記入例】を参照のうえ、記入誤り・押印の不鮮明等がないように提出してください。

また、4月及び10月に送付する「貯金利息計算書（決算）」は半年間の積立・払戻し及び利息の記録です。再発行はできませんので、必ず保管していただきますようお願いします。



◆払戻請求書の記入方法

1 組合員について

- (1) 金額の訂正は無効となります。記入誤り又は書き損じ等の場合は新たな請求書で作成してください。
- (2) 印鑑不鮮明の場合は、余白に新たに鮮明に押印してください。
- (3) 請求締切日は各所属所により異なりますので、共済事務担当課でご確認ください。
- (4) 手続き等については、各所属所の共済事務担当課で行ってください。

2 任意継続組合員について

- (1) 上記1の(1)～(2)に沿って記入し、**届出印※**を押印してください。
※届出印は「貯金継続・新規申込書（任意継続組合員）」の本人控によりご確認ください。
- (2) 「貯金一部・解約払戻請求書」は「共済組合用」のみを共済組合に直接送付し、複写2枚目は控として保管してください。
- (3) 請求締切日は偶数月及び1月発行の「共済だより」でお知らせしています。

◆任意継続組合員期間が終了される方について

共済貯金に加入されている場合、解約手続きが必要です。資格喪失後は速やかに、「貯金一部・解約払戻請求書」を提出してください。
任意継続組合員の資格喪失日の属する月、及び解約日（送金日）の属する月以降の利息はつきません。

例 令和7年3月31日まで任意継続組合員資格がある（資格喪失日は令和7年4月1日）場合。

→令和7年3月21日以降に貯金解約払戻請求書を提出し、令和7年4月10日までに共済組合福祉課に到着するようにしてください。

その期間内に届いた分につきましては、令和7年4月28日払戻しになります。

◆払戻及び解約日

貯金の一部・解約払戻日は毎月1回で、共済組合の給付金送金日と同日です。

偶数月及び1月発行の「共済だより」（本誌では26頁）でお知らせしています。

※請求締切日にご注意ください。

※共済組合に給付金等振込口座として登録されている金融機関の本人口座に送金します。

稀に、共済組合へ給付金等振込口座の登録がされていない場合があり、共済貯金の払戻しや解約の送金ができない場合がありますので、ご注意ください。

記入例

一部払戻の場合

市町村名または一部事務組合名を記入してください。
(任意継続組合員は、元市町村名または一部事務組合名)

カナ氏名及び各種番号は組合員証や資格情報のお知らせ等で確認し、誤りのないように記入してください。

一部払戻は1を、解約の場合は2をなぞってください。

解約請求の場合のみ記入してください。
(退職による場合は退職日、任意継続組合員の期間終了による場合は、期間終了日)

※任意継続組合員は、期間終了日確認後の処理となる場合がございますので、別途資格喪失の手続きを進めていただきますようお願いいたします。

様式第1号

貯金一部・解約払戻請求書

千葉県市町村職員共済組合理事長 様

払戻日 令和00年 0月28日

所属所名	〇〇市	フリガナ	チバ ハナコ	印
氏名	千葉 花子			
所属所コード	456	組合員証番号	03456	貯金者番号
				034567

一部払戻は「1」、解約は「2」を記入

1 一部払戻	請求金額	¥100000	共済組合使用欄	000
--------	------	---------	---------	-----

上記のとおり、払戻しをします。
ただし、請求金額が貯金金額を超える場合は、貯金金額を千円単位以上で払い戻すことを承諾します。

2 解約	退職年月日	令和 年 月 日
------	-------	----------

- ※注意事項
- 1 本書の締切日は、払戻月の10日・12月は7日（休日の場合は前日）までに、共済組合に到着です。
 - 2 払戻金額は右詰めで、金額の先頭に¥を必ず記入してください。
 - 3 解約時に次に該当する者は、添付書類が必要です。
(1) 非課税貯蓄申告者は、非課税貯蓄廃止申告書を添付してください。
(2) 死亡による退職者は、払戻請求権証明書添付してください。
 - 4 任意継続組合員は、届出印を押印してください。

確認	
入力	

共済組合受付印

払戻日を和暦で記入してください。
※払戻日は毎月28日の1回（12月は最終開庁日の前営業日）（土・日・祝日は直前の開庁日）です。

ゴム印は使用しないでください。
(任意継続組合員は届出印)

貯金者番号は3月・9月末決算の「貯金利息計算書（決算）」で確認し、誤りのないように記入してください。

金額の先頭に¥を記入してください。
(解約の場合は金額を記入しないでください。)

お問い合わせ先

福祉課福祉係(直通) TEL 043(248)1113

組合員貸付金・物資事業・共済貯金をご利用中の年度末退職予定者の方へ

貸付・物資について

貸付・物資の未償還金は、退職時（退職手当支給時）に精算となります。会計年度任用職員等になり資格が継続する場合においても、退職手当が支給される場合には退職手当からの償還が必要になりますので、ご注意ください。

1 未償還金の精算方法

次のいずれかの方法で行うこととなります。

(1) 繰上償還

自己資金をもって、退職以前（2月中まで）に全額繰上償還を行ってください。

(2) 退職手当からの控除

退職時（退職手当支給時）に未償還金がある場合、退職手当から控除します。ただし、退職手当で全額返済できない場合は、退職手当を超える未償還金について、退職以前（2月中まで）に一部繰上償還を行ってください。

※3月の繰上償還はできませんのでご注意ください。

※繰上償還を希望の場合は、事前にお勤め先の共済事務担当課に締切等を確認のうえ、手続きをお願いします。なお、退職手当からの控除の場合、手続きは不要です。

2 「だんしん」保険の扱い

貸付金に係る団信保険は、退職手当からの控除等による償還が終了する日（共済組合に着金が完了する日）までの効力を持ちます。

未償還金の精算終了後、当組合から保険会社に報告しますが、保険料の引落しが償還終了月の翌月の場合は、引落しを中止することが出来ませんのでご了承ください。

なお、償還終了した翌月以降の団信保険料については、おおむね3カ月後に返戻となります。

共済貯金について

共済貯金ができるのは、組合員（任意継続組合員及び会計年度任用職員等の短期組合員を含む）です。他の健康保険制度へ加入する方は継続できませんので、ご注意ください。任意継続組合員及び会計年度任用職員（短期組合員を含む）になられる方は、申込手続きの確認をお願いします。

1 任意継続組合員となる場合

退職後、千葉県市町村職員共済組合の任意継続組合員となる場合には、申込手続きにより、貯金の加入（継続または新規）ができます。

(1) 貯金の加入（継続または新規）の申し込み

「貯金継続・新規申込書（任意継続組合員）」を提出してください。

任意継続組合員の資格取得をされる方は速やかに申込手続きを行ってください。

（退職前に行う場合は、お勤め先の共済事務担当課に提出してください。）

※「任意継続組合員制度のてびき」の中にも申込書がとじ込みされています。

(2) 預入れ

①退職後、3カ月以内に限り、1回の積立（1,000円以上1,000円単位）ができます。

②預入れ限度額は、3,000万円です。（限度額を超えた場合、一部払戻しの手続きを行い、残高を限度額以内に調整してください。残高のうち限度額を超えている額については、利息が付きません。）

③「貯金継続・新規申込書（任意継続組合員）」での手続き後に、専用の「振込依頼書」を送付しますので、振込手続きを行ってください。

(3) 一部・解約払戻し

任意継続組合員の方につきましては、「貯金一部・解約払戻請求書」を共済組合へ直接送付していただくことになります。記入方法につきましては、23頁をご覧ください。

※「貯金一部・解約払戻請求書」は、「任意継続組合員制度のてびき」の中にとじ込みされています。

2 任意継続組合員とならない場合

任意継続組合員資格を取得しない場合には、貯金の加入（継続または新規）はできません。貯金既加入者はお勤め先の共済事務担当課に「貯金一部・解約払戻請求書」を提出し、解約の手続きをしてください。

3 会計年度任用職員・特別職等（短期組合員を含む）となる場合

退職後、会計年度任用職員・特別職等（短期組合員を含む）として共済組合の資格を取得される場合につきましても、貯金の継続が可能です。また、退職手当が支給される場合には、貯金の臨時積立が可能ですので、お勤め先の共済事務担当課で手続きの確認をお願いします。

※一部・解約払戻しの手続きについては、現職時同様にお勤め先の共済事務担当課を通しての手続きとなります。

4 送金先口座

任意継続組合員の方は資格取得時に給付金等振込口座として申告のあった金融機関の本人口座に送金します。

稀に、共済組合へ給付金等振込口座の登録がされていない場合があり、共済貯金の払戻しや解約の送金ができない場合がありますので、ご注意ください。

※共済組合では、貸付、物資及び貯金の残高及び口座等について、個人情報保護の観点から電話照会を受け付けておりませんので、お手数でも、お勤め先の共済事務ご担当課でご確認ください。



お問い合わせ先

福祉課福祉係(直通) TEL 043(248)1113

令和6年度施設運営検討委員会について

共済組合では、施設の総合的な整備を図るため必要な事項を定めることを目的として、施設運営検討委員会を設置しました。この委員会は、市町村長議員3名、市町村長以外の議員3名で構成され、理事長の諮問に対し委員会が答申する形で行われました。諮問については、令和6年度諮問第1号「那須の森ヴィレッジにおける今後の運営について」であり、令和6年7月から10月にかけて3回の施設運営検討委員会を開催し、答申が出されました。

以下、その答申を掲載します。

令和6年度答申第1号

答 申 書

令和6年6月26日付け令和6年度諮問第1号にて諮問のあった那須の森ヴィレッジにおける今後の運営について、鋭意調査検討を行った結果、下記のとおり答申します。

記

1 長期的な施設の維持について

コロナ禍前におけるリゾートホテルの損益分岐点となる利用率は、一般に50～60％付近と言われていましたが、那須の森ヴィレッジは、開設以来、平均して60％程度の利用率があり、令和5年度は、71.5％と過去30年で最高となりました。

そして、その利用者の9割以上は組合員とその家族です。

令和6年度においても高い利用率を維持していますが、その要因としては、直営施設利用助成金の特別加算の効果、短期組合員の加入、新型コロナウイルス感染症の5類移行、避暑地である那須地域の観光需要が高まったことその他、サービス水準の高さなどがあるものです。

また、保健事業におけるテニス教室、トレッキング教室などの開催地としても参加者から好評価を得ており、これからも那須地域に福利厚生施設を維持する意義は大きいと言えます。

よって、この施設の長期的な維持にあたっては、「特段の事情がない限り、年度の利用率が60％程度を維持し、また、当該年度の開設期間の収支が均衡水準を維持していくこと」を基準として、その妥当性の評価を行うことが適当です。

現状では、当該基準を満たすことから、長期的に維持していくことが望まれる施設だと評価をします。

他方で、これからの経済社会情勢や経営状況の変化に対応するため、5年ごとを目安として上記基準による「再評価」を行う必要があるものです。

2 施設を長期的に維持していくために必要な運営経費の賄い方について

那須の森ヴィレッジは、組合員の福利厚生施設であるという性質から、民間に比べて安価な料金設定で、かつ、同等以上のサービスを提供することが期待されていますが、設備投資等全ての経費を毎年度実質8ヶ月に満たない運営期間の施設収入だけで賄い、収支改善を図ることは、開設当初から想定をされておらず、高い利用率であってもその実現は難しい状況にあります。

他方で、当時の保有資産（流動資産）の状況が考慮された平成24年度の施設運営検討委員会の答申に基づき、保健経理からの繰入れは、当該年度より「令和3年度のコロナ禍の影響相当分の繰入れ」を除き行っていませんが、このことにより、平成23年度末時点に、約6億6,000万円あった欠損金補てん積立金も、令和5年度末では、約2億8,300万円にまで減少しました。

よって、前記1の基準を満たしていくことを前提としたうえで、周辺の民間施設の状況等を考慮した利用料金の設定とともに、「閉所期間中の委託費相当額」を上限とした額の繰入れを再開することが、この施設を長期的に維持していくために必要な保有資産（流動資産）を保持していくために必要な状況になっていると言えます。

ただし、当該繰入れの実施にあたっては、毎年度、繰入元経理の健全性と持続可能性の検証を十分に行う必要があるものです。

また、その額の縮減に努めていく必要があるものです。

3 維持保全（大規模修繕等）について

那須の森ヴィレッジは、開設から36年が経過していることから、適切なメンテナンスを行いながら、施設建物及び設備等の老朽化に伴う偶発的な不具合の発生を防止し、これからも安全で快適な利用環境を維持していくことが求められます。

具体的には、5年ごとを目安に専門家による「建物診断」を実施したうえで、施設建物及び設備等の維持保全に必要なとされる大規模修繕及び倒木事故などを防止するうえで必要とされる敷地内の樹木の伐採等を行うことが必要です。

なお、これまでの施設運営検討委員会における答申において、施設建物及び設備等の経年劣化による大改修やリニューアルを行う必要性が生じた場合においては、相当額の繰入れを行う必要があると整理をされています。

よって、施設を長期的に維持していくために必要になる大規模修繕等に係る費用については、原則として、相当額の繰入れを行うことにより賄うことが適当です。

ただし、当該繰入れの実施にあたっては、繰入元経理の健全性と持続可能性の検証を十分に行う必要があるものです。

令和6年10月3日

また、令和6年度施設運営検討委員会の会議録及び本答申については、当組合ホームページ中、「組合のご案内」ページ内の、「施設運営検討委員会会議録」に掲載しております。

共済組合からのお知らせ

人間ドック契約内容変更のお知らせ

人間ドック検査医療機関一覧について、下記のとおり変更となりますのでお知らせいたします。変更年月日は、令和6年4月1日です。

●京葉地区

検査医療機関名	変更前	変更後	一覧掲載ページ
船橋中央病院	前立腺 3,080円	前立腺 3,300円	P6
	大腸内視鏡検査 22,000円	大腸内視鏡検査 29,700円	

特約店情報変更のお知らせ

●営業所住所・電話番号等の変更がありました

特約店名 (特約店No.)	営業所名 (営業所No.)	営業所住所・電話番号	
ホンダ モビリティ 南関東 (091)	本社 (042)	新 東京都世田谷区新町 2-19-2	TEL 03 (5450) 7300
		旧 千葉市中央区南町 2-19-15	TEL 043 (265) 0005

『共済だより令和6年12月号』における記載内容の訂正について

『共済だより』（令和6年12月号）において、記載内容に誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

【訂正箇所①】5ページ 黒潮荘 プレミアムサックスプラン お品書き

●正 プレミアムサックスプラン お品書き	●誤 プレミアサックスプラン お品書き
●正 ヒマラヤブラック岩塩と共に	●誤 ヒラヤマブラック岩塩と共に

【訂正箇所②】

34ページ オークラ千葉ホテル 和洋中フリーオーダーバイキング

●正 小学生 <u>3,000円</u>	●誤 小学生 <u>3,500円</u>
----------------------	----------------------

オークラ千葉ホテル 展望浴室 スパ・スカイビュー



バスタオル、フェイスタオル付きのため、手ぶらでご利用いただけます。ゆったりと広い湯船につかりながら、日々の疲れを心ゆくまで癒してください。

スパ
利用案内

場 所：本館10階

時 間：15:00~23:00（最終入場22:30）

料 金：日帰りの方（組合員及びそのご家族）

お一人様…**500円(税込)** / ご宿泊の方…無料

※ 日帰りでご利用の際は、保健施設利用券をお持ちください。

給付金送金日のご案内

1月28日(火)、2月28日(金)、3月28日(金)

※給付金請求書の締切日については、各担当課へお問い合わせください。

共済貯金の払戻日のご案内

1月28日(火)、2月28日(金)、3月28日(金)

※払戻・解約請求書の締切日は、組合員の方については各所属所により異なりますので、お勤め先の共済事務担当課へお問い合わせください。

任意継続組合員の方については、払戻月の10日（12月は7日）（土・日・祝日の場合は直前の開庁日）までに共済組合に必着です。

1月1日現在の利率は1.9%（税引き後1.514015%）です。

任意継続組合員の皆さまへ

1月は2月分の掛金、**2月**は3月分の掛金の払戻月です。月内に必ず納入されますようお願いいたします。また、口座振替の方は2月分の振替日が1月26日、3月分の振替日が2月26日となりますので、残高不足とならないよう、残高の確認をお願いします。

組合の概況（令和6年11月末現在）

①団体数	市……………37
	町村……………17
	一部事務組合等……………47
	計……………101
②組合員数	男……………37,322人
	女……………40,796人
	計……………78,118人
③被扶養者数	……………45,984人
④任意継続組合員数	……………1,413人

税務・法律相談のご案内

～お気軽にご相談ください～

共済組合では、毎月1回、税務・法律に関する相談室（無料）を開設しています。開始時刻は原則として午前中で、申込受付順となります。

相談をご希望の方は、各所属所の共済事務担当課に備え付けの「相談申込書」または任意の書式に**必要事項（下記）**をご記入のうえ、開設日の**15日前まで（必着）**に下記宛てへ**親展**でご送付ください。

※以降のお申し込みは、次回の相談日になりますので、ご了承ください。

※相談内容はできるだけ詳しくご記入ください。

必要事項

①所属所名及び 所属部署名	⑤自宅電話番号
②組合員氏名	⑥勤務先電話番号
③組合員証記号・番号	⑦日中、連絡の とれる電話番号
④自宅住所	⑧相談希望日
	⑨相談内容

税務・法律相談申し込み・お問い合わせ先

〒260-8502 千葉市中央区中央港1-13-3
千葉県市町村職員共済組合 福祉課厚生係

TEL 043(248)1114（福祉課厚生係直通）

2月・3月の相談室開設日

税 務 相談室	税理士 青木 幸弘（あおき ゆきひろ） 2月18日(火)、3月11日(火)
法 律 相談室	弁護士 河邊 義範（かわべ よしのり） 2月12日(水)、3月12日(水)

メンタルヘルス相談室

臨床心理士を中心とした専門職が、あなたのお悩みに親身にお応えします。ご相談は当組合専用の電話・面談またはWEBにより対応しております。また、守秘義務に則りプライバシーの保護を厳守しておりますので、安心してご相談ください。

こんなとき、すぐにご相談ください

- ・将来に不安を感じ気分が落ち込んでいる。
- ・職場の人間関係で悩んでいる。
- ・ストレスによる無気力や不眠に悩まされている。
- ・子どもが学校に行きたがらない。
- ・家族の病気のことで悩んでいる。
- ・配偶者との関係がうまくいかない。

☎ 電話カウンセリング

📍 面接カウンセリング予約受付

- ・月曜日～金曜日 9:00～21:00
- ・土曜日 10:00～18:00
- （日・祝日、1月1日～3日は休み）



☎ 0120 (765) 232

※携帯電話からもご利用いただけます。

💻 WEB相談

当組合ホームページのトップ画面にある「みんなの家庭の医学」のバナー、もしくは<https://kateinoigaku.jp/>からアクセスしてください。

団体コード（保険者番号）：32120412

直営施設をご活用ください！

オークラ千葉ホテル

P30のお得なクーポンをご利用ください。詳しくはオークラ千葉ホテル（フロント）までお問い合わせください。



ご予約・お問い合わせ先

オークラ千葉ホテル（フロント）
TEL 043(248)1111



<https://www.okura-chiba.com/>

オークラ千葉ホテル 検索

ログインID : okura
パスワード : chiba

黒潮荘

期間限定のお得なプランをご利用ください。詳しくは黒潮荘までお問い合わせください。



ご予約・お問い合わせ先

黒潮荘（直通）
TEL 04(7092)2205



<https://www.kuroshioso.jp/>

黒潮荘 検索

パスワード : くらしお 9640

那須の森ヴィレッジ

来年度は4月5日(土)からオープンします。皆さまのご利用を心よりお待ちしております。



ご予約・お問い合わせ先

那須の森ヴィレッジ（直通）
TEL 0287(78)1636



<https://www.nasunomori-village.jp/>

那須の森ヴィレッジ 検索

「お宿ねっとメンバーズカード」のご案内

「お宿ねっとメンバーズカード」は黒潮荘、那須の森ヴィレッジの両施設で使えるポイントカードです。

(1) 「お宿ねっとメンバーズカード」の発行手続き

黒潮荘及び那須の森ヴィレッジへご宿泊の際に、発行手続きをしています。

(2) ポイント付与及びポイント利用特典について

利用料金2,200円（税込）毎に1ポイントを付与させていただき、貯まったポイント数に応じて次回以降の宿泊料を下記のとおり割引させていただきます。

ポイント数	30ポイント	50ポイント	100ポイント	200ポイント	300ポイント(割引上限)
割引額	1,000円	2,000円	6,000円	16,000円	30,000円

(3) 黒潮荘と那須の森ヴィレッジ以外の株式会社エムアンドエムサービスが受託する保養所・公共の宿などの「お宿ねっと他施設」における「お宿ねっとメンバーズカード」の取扱いについて

「お宿ねっと他施設」において、「お宿ねっとメンバーズカード」は使用できません。

お問い合わせ先

施設管理課（直通） TEL 043(248)1119
福祉課（直通） TEL 043(248)1114

冬の宿泊プラン のご案内

期間

2月28日(金)まで



黒潮山海コース

ワカサギの南蛮漬けや
大ぶりの牡蠣フライなど
冬の味覚を味わえます。
また、鮑の踊り焼きまたは、
酒蒸しをお選びいただけます。

お一人様
1泊2食付
9,800円※



なぎさコース

新鮮なお刺身や
身も心も温まるお鍋など
冬らしいお料理を
お召し上がりいただけます。

お一人様
1泊2食付
7,800円※

料理長 おまかせ メニュープラン

期間：令和7年1月6日から2月27日の
月曜日から木曜日（繁忙日を除く）

お一人様 **6,800円**※ **1日12名様限定！**

ご夕食は、調理長おまかせとなり、料理内容が異なるため、写真は、一例です。
詳細につきましては、黒潮荘にお問い合わせください。



黒潮荘感謝祭

この機会に
黒潮荘へ

日頃のご愛顧に感謝を込めまして、**4月限定**で感謝祭を開催いたします。

通常 7,800円（助成券控除後）のなぎさコースがなんと **6,500円**（※休前日は+1,210円）。さらに、次回ご利用いただける**5%割引券**（※）付き。

新規に組合員になられた方、黒潮荘をまだご利用されたことのない方から、もっともっと黒潮荘で癒し、くつろぎのひとときを満喫したいという常連の方々まで、この機会にぜひ黒潮荘をご利用ください。

※各種助成金等控除後の金額から5%割引になります。

●黒潮荘休館日

令和7年 1月	2月	3月
7日(火) 8日(水) 28日(火) 29日(水)	4日(火) 5日(水) 6日(木)	10日(月) 11日(火) 25日(火) 26日(水)

春の宿泊プラン のご案内

期間

3月1日(土)～5月31日(土)まで

黒潮山海コース

鮑の入った豪華鮮魚5点盛り
や鯖や山菜など春の味覚を贅
沢にご堪能いただけます。

お一人様
1泊2食付
9,800円※



＜イメージ＞

なぎさコース

筍や山菜など春を感じられ
る食材を使用した創作和食
をご賞味いただけます。

お一人様
1泊2食付
7,800円※



＜イメージ＞

Premium Thanks Plan

プレミアムサンクスプランのご案内

長い間のお勤め、本当にお疲れ様でした。黒潮荘では、
春から新たにセカンドライフを迎える皆さまに
おすすめのプランをご用意いたしました。南房総鴨川で、温泉&美味満載でメモリアルなひとときをお過ごしください。

対象者

令和7年3月末退職者である組合員
及びその家族（2親等以内）

期間限定

令和7年 **3月1日(土)～3月31日(月)**

1日5組限定（2名様以上）→お一人様 **13,000円**※



客室（和室）



中庭



大浴場と露天風呂

6大特典

1：お部屋に記念花

2：食前酒に地元酒蔵の日本酒

3：豪華 地魚、本鮪海鮮盛り



4：絶品 国産牛溶岩焼きか鯛の塩釜焼きをご選択

5：記念撮影 フォトフレームでプレゼント

6：もちふわ 千葉県産の牛乳と卵を使用したカモバウムをプレゼント

※1泊2食、税・サ込み、助成金控除後の料金です。 ※仕入れ状況により内容が変わる場合もございます。 ※休前日は+1,210円（税サ込）でご利用いただけます。
※ご利用前10日からは、キャンセル料が発生します。 ※助成金控除によって、ご料金が異なる場合がございます。

くもなす Wキャンペーン スタンプラリー延長のお知らせ

くもなす Wキャンペーンの特典の1つ「くもなすスタンプラリー」につきましては、大変ご好評をいただいておりますので、
期間を延長し開催（スタンプを押印）しております。

那須の森ヴィレッジは、冬期閉鎖期間中のため、黒潮荘利用時でのスタンプ押印となります。

ご予約、ご利用お待ち申し上げます。



Facebookでも最新情報更新中！

黒潮荘最新情報や館内でのイベント情報や空室情報等を随時更新しております
ので、気になった方はフォローして「いいね！」してください！



Instagram

もやっています！

Instagramは支援や関与をしていません。



ご予約・お問い合わせ

千葉県市町村職員共済組合保養所

南房総鴨川

Tel. 04(7092)2205

黒潮荘



ホームページ

<https://www.kuroshioso.jp/>

パスワード(コード)は『9640』です。

〒296-0004 千葉県鴨川市貝渚 2565
Fax 04 (7093) 1213

黒潮荘

検索

和洋中

クーポン デイナー
タイム

フリーオーダーバイキング

1月7日(火)～1月31日(金)の平日

17:00～20:30 (L.O.19:20) ※最終入店18:30 ※ご予約制



《イメージ》

組合員様特別料金

大人 6,000 円 (一般 7,000 円)

シニア 6,000 円*

小学生 3,000 円 4歳以上の幼児 2,000 円

和洋中

ランチ
タイム

ザ・シーズナリーブッフェ

1月11日(土)～1月26日(日)の土・日曜日・祝日

11:30～15:00 ※最終入場14:00



《イメージ》

大人 4,700 円

シニア 4,200 円*

小学生 2,000 円 4歳以上の幼児 1,200 円

*シニア(65歳以上)料金のご利用には年齢証明が必要です。

お問い合わせ・ご予約 レストラン「セブンスーズ」 TEL 043(248)1128

朝食タイム 7:00～9:30

ランチタイム 11:30～14:00

ディナータイム 17:00～20:30

ご宴会場パーティープラン

オークラ千葉ホテルがお贈りする、
ご宴会場パーティープラン。
新年会や歓送迎会などのお集まりに
ご利用ください。

～3月31日(月)

和洋中折衷料理 着席コース 6,500 円～
お飲み物(2時間フリードリンク) 2,000 円～

*ご宴会場(2時間制)にて6名様より承ります。6名様に満たない場合は、
別途室料を頂戴いたします。

お問い合わせ・ご予約

セールス課 TEL 043(248)1121

平日 9:00～18:00

土日祝 9:00～17:00



《イメージ》

※すべてのメニューは入荷状況により、食材が変更となる場合がございます。※すべてお一人様料金です。 ※《クーポン》のご利用はページ下部のクーポンをご持参ください。

「One Harmony」
会員にご登録ください!

One Harmony にご入会のお客様は、**レストランのご利用料金
から 10%割引いたします(クーポンとの併用はいただけま
せん)**。下図 QR コード、もしくは当ホテルのフロントカウ
ンターなどでご入会いただけます。

お問い合わせ TEL 043(248)1111 (フロント)



レストラン「セブンスーズ」組合員様限定クーポン

※上記《クーポン》表記のあるプランのみ割引対象とさせていただきます。
※組合員様がご一括でお会計いただきました場合、ご一緒の皆様全員を同様の割引対象とさせていただきます。
※ご予約の際に、本券ご利用の旨をお申し出ください。 ※ご注文の際に、組合員証等と本券を必ずご提示ください。
※他の割引券等の併用はできません。

1月 和洋中 フリーオーダーバイキング

組合員様特別料金

ディナー
タイム大人
6,000 円
(一般 7,000 円)一般料金より
1,000 円
OFF!!

有効期限：1月7日(火)～1月31日(金)の平日

組合員様だけがご利用いただける専用ページからのご予約等で、おトクがいっぱい!

オークラ千葉ホテル 検索

千葉県市町村職員共済組合
組合員の皆様へ

ID okura パスワード chiba

組合員の皆様とご家族限定 “よりお得に結婚式が叶う”

Bridal Fair 2025

1.12(日) 2.9(日)

【1部】10:00～【2部】12:10～

和洋中フルコース無料試食会
(予約制・新郎新婦無料、同行者1名 5,000円)

チャペル模擬挙式&アフターセレモニー体験
パーティー会場見学
プランナー相談会

フェア限定 特典あり!

ブライダル相談会 毎日開催中!

組合員様限定 スペシャル特典

- *新郎新婦 衣裳 50%割引
- *フリードリンク 1グレードUPサービス
- *メインテーブルフラワー 30%割引
- *ゲストテーブルフラワー 30%割引
- *スナップ写真 15%割引
- *VTR撮影 15%割引
- *送迎バス利用 助成 1台90%(最大120,000円)
- *新郎新婦 宿泊 プレゼント(1泊朝食付き)
- *宿泊 助成(組合員ご本人様より2親等以内)
- *ゲスト 宿泊 ご優待
- ※その他ご優待多数!詳しくはご見学時にご確認ください。

組合員様専用ページでは、
フェアの情報や、お得なプランも
掲載しております。
詳しくは、URLやQRコードから
ご覧ください。

<https://okura-chiba-hotel.official-wedding.jp/page/6/>

ID **okura** パスワード **chiba**



ご婚礼紹介カード(初回来館時のみ有効)

年 月 日

学式者	お名前	ご新郎	組合員等 との関係
		ご新婦	
	ご住所	ご新郎	
		ご新婦	
紹介者(組合員以外)	学式日		
	所属所名		
	組合員証記号番号		
	お名前(フリガナ)	()	
	ご住所 〒	電話番号()	

※必要事項をご記入のうえ、学式される方にお渡しください。

オークラ千葉ホテルのウェディング特典は、組合員の皆様はもちろん
ご兄弟、ご姉妹、ご子息、ご令嬢も特典を受けられます。

適用の範囲 30名様以上の挙式・披露宴をご予定で、結婚式場相談所を介さずご来館の方。

紹介の方法 「ご婚礼紹介カード」に必要事項をご記入のうえ、学式予定の方にお渡し
いただき、初回来館時に受付にてご提示くださいますようお願いいたします。

学式予定者(組合員以外の方)への特典 準組合員特典を適用させていただきます。

ご紹介いただいた方への特典

- ★オークラ千葉ホテル お食事券・・・10,000円(学式予定者が初回来館された際)
- ★ギフトカード・・・20,000円(学式予定者がご成約された際)

お問い合わせ・ご予約 ブライダルサロン(10:00～18:00) 火曜定休(祝休日除く)

TEL 043(248)1122

※表記の料金はすべて、お一人様あたりの消費税・サービス料を含む総額表記です。

期間限定 朝食付き

部屋タイプはホテルお任せ
日頃の感謝を込めたthank youプラン

得々39プラン

2025年1月7日(火)～2025年3月31日(月) 日曜日～木曜日のご宿泊分まで

※金・土曜日・祝前日は除く



特!
2,000円

利用助成金に特別加算(2,000円)
期間中のご利用がお得です!

助成金控除後料金

お一人様 1泊 3,900円～*1

*1 助成券控除額によっては、お客様負担額が異なる場合がございます。

プラン内容

1名様1泊分のご宿泊代

スパ・スカイビュー(温浴施設)のご利用

レストラン「セブンシーズ」でのご朝食

消費税・サービス料

最上階の温浴施設
「スパ・スカイビュー」

ゆったりと広い浴槽、ジェットバスやサウナもございます。

営業時間:15:00～23:00(最終受付 22:30)

オークラ千葉ホテル

お問い合わせ・ご予約

TEL 043(248)1111

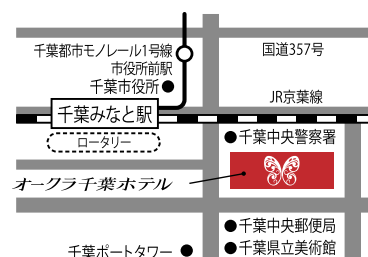
〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-3
千葉みなと駅より徒歩5分

<https://okura-chiba-hotel.official-wedding.jp/page/6/>



お得な情報満載の組員様専用ページへの
ログインIDとパスワードはコチラ

ID **okura** パスワード **chiba**



共済だより No.580 発行: 千葉県市町村職員共済組合

〒260-8502 千葉市中央区中央港1-13-3 TEL 043 (248) 1110 URL <https://www.c-scskyousai.or.jp>